

令和5年度版

郡・市町村老人クラブ連合会  
事務担当者必携資料集



公益社団法人 熊本県老人クラブ連合会

# 目 次

<b>1 令和5年度県老連事業関係</b> .....	1
(1) 令和5年度行事予定表 .....	3
(2) 県老連における主な照会文書等の照会時期及び提出締切日等について.....	4
(3) 令和5年度県老連事業計画 .....	5
(4) シルバーヘルパー等養成講習会の事務の流れについて .....	11
① 令和5年度シルバー指導者養成講習会日程表.....	14
(5) 令和5年度新任会長・女性リーダー研修会実績報告 .....	21
(6) 健康・生きがいづくり支援事業について	
① 健康・生きがいづくり支援事業実施要綱.....	22
② 令和5年度健康・生きがいづくり支援事業 .....	23
③ 令和5年度『『高齢者の体力測定』啓発・普及事業』実施要項.....	25
④ 令和5年度高齢者の「健康ウォーキング・ニュースポーツ活動」 支援事業実施要項.....	27
<b>2 全老連事業関係</b> .....	29
(1) 健康・友愛・奉仕「全国三大運動」推進要綱.....	31
(2) 老人クラブ「老人の日・老人週間」推進要綱.....	35
(3) 第4次老人クラブ高齢消費者被害防止キャンペーン要綱.....	38
(4) 老人クラブ保険について .....	39
(5) 老人クラブ会員章の普及について .....	44
(6) 老人クラブ手帳、老人クラブ活動日誌、老人クラブ会計簿について .....	45
<b>3 表彰・寿詞関係</b> .....	49
(1) 熊本県老人クラブ連合会会長表彰一覧.....	51
(2) 公益社団法人熊本県老人クラブ連合会表彰規程 .....	52
(3) 寿詞贈呈対象者の調査について.....	61
<b>4 その他</b> .....	67
(1) 指定旅館について.....	69
<b>【市郡町村老人クラブ連合会事務局担当者名簿】</b> .....	71

# 【1 令和5年度県老連事業関係】

## (1) 令和5年度県老連行事予定表

今年度の県老連の行事計画は3ページのとおりです。各老連の行事を計画される際は、県老連の行事予定と日程重複がないよう計画をお願いします。

## (2) 県老連における主な照会文書等の照会時期及び提出締切日等について

例年、県老連から各老連へ色々な照会を行っておりますので、提出期限にご留意のうえご提出をお願いします。

特に、提出に当たって各老連で取りまとめが必要なものについては、取りまとめ日数等も勘案のうえ事務処理をお願いします。

## (3) 令和5年度県老連事業計画

### 基本方針

今年度も魅力ある老人クラブ活動づくり、会員増強に引き続き取り組むとともに、私たちの強みである組織力をもって、新型コロナウイルス感染症予防に配慮した新しい生活様式に取り組み、行政や社協等の関係団体と連携し、フレイル予防、健康長寿の延伸と地域における支え合い活動を広げ、地域の安全・安心づくりに取り組みます。

### 公益事業の4つの柱

- ① 健康づくり・介護予防活動の推進
- ② 地域支え合い活動の推進
- ③ 活動活性化に向けた取り組み
- ④ 地震等災害被災者支援及び復興活動の推進

#### (4) シルバーヘルパー活動について

老人クラブで取り組む「友愛訪問活動」は、高齢者の孤立化を防ぐとともに日常生活を支え、ひいては思いやり支え合う心豊かな地域社会づくりにつながる活動です。本県では平成元年度にシルバーヘルパー（友愛訪問員）を養成するための「ふれあいアンドヘルプ事業」がスタートしており、全国でも先進県です。シルバーヘルパーの高齢化が進む等課題がありますが、地域支援を進める上でも老人クラブの役割は益々大きくなっています。

- ① シルバーヘルパー等養成講習会の実施
- ② シルバーヘルパー指導者養成講習会の実施

#### (5) 健康・生きがいづくり支援事業について

健康で自立した生活を送るためには健康寿命を保つことが大切です。県老連は、市町村老連の健康づくりへの取組みを支援する事業を実施しています。健康づくり研修会の開催等の支援を希望される老連は、随時、担当までご相談ください。

- ① ブロック別健康づくり講演会の開催
- ② 高齢者の体力測定普及活動の推進
- ③ 健康ウォーキング・ニュースポーツ活動等の推進

## 令和5年度（2023年度）県老連行事予定表

月	日（曜）	行 事	会 場
4	18（火）	県老連監査	第4会議室
	18（火）	県老連正副会長会議	第4会議室
	25（火）	県老連広報委員会	第4会議室
5	10（水）	県老連理事会	研修ホール
	17（水）	県老連女性委員会及び友愛活動活性化委員会	研修ホール
	31（水）	県老連総会、臨時理事会（役員改選）	研修ホール、第3・4会議室
6	6（火）	市町村老連事務担当者研修会	研修ホール、第3・4会議室
	19（月）	全老連評議委員会	全社協会議室
	23（金）	健康づくりブロック別研修会（県南ブロック）	水俣市総合もやい直しセンター
	（6月下旬～）	※市町村老連新任会長及び女性リーダー等研修会	（県内各地）
7	6（木）～7（金）	九州ブロック老人クラブリーダー研修会	ホテルニュー長崎
	14（金）	健康づくり県央ブロック研修会	宇土市民会館
	25（火）	県老連正副会長会議	第4会議室
	（7月～2月）	※シルバーヘルパー養成講習会	（県内各地）
8			
9	1（金）	元気老人クラブ活動広報推進事業研修会	KKRホテル熊本（五峯・城彩）
	15（金）～21（木）	「老人の日・老人週間」（20日：全国一斉「社会奉仕の日」）	
10	3（火）	県老連広報委員会	第4会議室
	11（水）	第39回熊本県老人クラブ大会	KKRホテル熊本（五峯・城彩）
	17（火）	シルバーヘルパー指導者養成講習会（県央・県北）	研修ホール
	23（月）	シルバーヘルパー指導者養成講習会（県南）	桜十字ホールやつしろ
	25（水）	シルバーヘルパー指導者養成講習会（天草）	天草市民センター
	26（木）	ニュースポーツ・健康ウォーキング等研修会	県立総合体育館
11	8（水）～9（木）	老人福祉法制定60周年記念第52回全国老人クラブ大会	秋田県秋田市
	21（火）	県老連健康づくり推進委員会	第4会議室
12	7（火）	健康づくりリーダー等研修会	KKRホテル熊本（五峯・城彩）
令和6年（2024年）			
1	24（水）	県老連活動積立金管理運営委員会	第4会議室
2	20（火）	県老連正副会長会議	第4会議室
	27（火）	県老連女性委員会及び友愛活動活性化委員会	研修ホール
3	8（金）	県老連理事会	研修ホール

# 県老連における主な照会文書等の照会時期及び提出締切日等について

(例年ベース)

照会先		照会内容	提出締切日	照会時期
市老連	町村老連 支部等			
○	○	シルバーヘルパー活動状況報告	4月中旬	前年度2月初旬
○	○	市郡町村老人クラブ事務担当者調べ	4月下旬	4月上旬
○	○	熊本県老人クラブ連合会会長表彰の推薦について	6月上旬	4月上旬
○	○	単位クラブ数及び会員数の調査について	6月中旬	4月上旬
○	○	市郡町村老人クラブ連合会会長の交代に伴う代表者変更届について	速やかに	4月上旬
○	○	老人クラブ名簿の作成について	6月中旬	4月上旬
○	○	寿詞贈呈対象者の調査について	6月下旬	4月上旬
○	○	九州ブロック老人クラブリーダー研修会の開催について	5月中旬	4月上旬 (開催月日によって異なる)
○	○	市郡町村老人クラブ連合会事務担当者研修会の開催について	5月中旬	4月中旬
○	○	シルバーヘルパー養成講習会等の実施について	随時	6月上旬
○	○	「老人クラブ手帳」の注文取りまとめについて	8月中旬	6月中旬
○	○	全国三大運動及び「老人の日・老人週間」の取り組み推進並びに「老人の日・老人週間」のキャンペーン要綱について	11月中旬	7月中旬
○	○	「老人クラブ活動日誌」「老人クラブ会計簿」の発行及び受注について	12月上旬	10月中旬
○	○	シルバーヘルパー養成講習会日程表	講習会日程・講師確定後速やかに	講習会実施老連で確定した時(照会は特にしていないので留意のこと)
○	○	シルバーヘルパー登録者名簿	実技講習終了後速やかに	実技講習会終了後(照会は特にしていないので留意のこと)
○	○	シルバーヘルパー指導者養成講習会受講希望者名簿	10月3日まで	8月初旬
○	○	シルバーヘルパー指導者登録者名簿	実技講習終了後速やかに	実技講習会終了後(照会は特にしていないので留意のこと)
○	○	新任会長・女性リーダー研修会実績報告	研修会終了後速やかに	研修会終了後(照会は特にしていないので留意のこと)

# 令和5年度 熊本県老人クラブ連合会 事業計画書

## I 基本方針

老人クラブは、超高齢社会を明るく、豊かで活力あるものにすることを目指して、高齢者自らが取り組む「健康」「友愛」「奉仕」の三大運動の一層の推進を図るため、「健康づくり・介護予防活動」、「友愛活動」、「子どもの見守り」、「消費者被害防止」の活動などを行い、地域の安全と安心に貢献しています。

しかし、平成9年度をピークに会員の減少が続き、平成26年度から5年間にわたり取り組んだ「全国100万人会員増強運動」でも減少傾向に歯止めがかからず、令和4年度にはピーク時の半数に満たない状況となり、役員のなり手不足や活動の中核となる若手会員の不足が深刻化しています。

さらに、令和2年当初から世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症は、老人クラブ活動の自粛などにより高齢者の健康増進に大きく影を落としました。しかし、約4年を経過し、国は、令和5年5月には平時の生活に戻す方向へと舵を切り、ウイズコロナの取組をさらに進めることとしています。

このような状況を踏まえ、私達老人クラブは「のばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」のメインテーマのもと、ウイズコロナを見据えながら、魅力ある老人クラブ活動づくり、会員増強に引き続き取り組みます。また、行政や社協を始め関係団体と連携し、フレイル予防・介護予防・健康長寿の延伸と地域における支え合い活動を広げ、地域の安全・安心づくりに取り組みながら、誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らし、生きがいを築いていく「地域共生社会」の実現を目指します。

### <公益事業の4つの柱>

- 1 健康づくり・介護予防活動の推進（公1）
- 2 地域支え合い活動の推進（公2）
- 3 活動活性化に向けた取組（公3）
- 4 地震等災害被災者支援及び復興活動の推進（公4）

### <参考：令和5年度全老連重点事項>

- 1 老人福祉法制定60周年の取組
- 2 ウイズコロナを見据えた老人クラブ活動の推進
  - (1) 「新しい生活様式」に基づくクラブ活動の普及
  - (2) 自宅でできる身体と心の健康づくりの呼びかけ
- 3 会員増強への取り組み
- 4 高齢者の健康づくり・生活支援活動の推進

## II 公益事業

### 1 健康づくり・介護予防活動の推進（公1）

健康で自立した生活を送るためには、フレイルや認知症の予防など健康寿命を保つことが大切ですが、コロナ禍の影響で外出や運動を控えた結果、生活不活発から健康状態に支障がでてきている高齢者が増えています。

このため、今年度は、ウイズコロナを見据え、自らの健康管理や生活習慣に気を配りながら、意識的に心の健康づくりや体の健康づくりに取り組むことで介護予防や健康寿命の延伸にも大きく貢献します。

#### （1）高齢者の体力測定普及活動の推進

高齢者の体力測定は、「自らの体力を知り、自分にあった適切な運動を生活の中に取り入れていく」ことで自立できる体力を維持しようとするものです。コロナ禍による一昨年からの生活不活発で落ちた体力回復の指標を明確にし、健康づくり活動を進めるため、市町村老連等での積極的な取組を支援します。

#### （2）健康ウォーキング・ニュースポーツ支援事業の推進

運動による高齢者の健康づくりを促進するため、健康ウォーキングやニュースポーツを正しく理解するための講習会・実技研修を開催するとともに、指導者等の派遣を行い、市町村老連等における取組を推進します。

特に、手軽に誰でも取り組めて、体も頭も使うニュースポーツとして普及を進めている公式ワナゲについては、ワナゲセットを市町村老連等に貸し出すことで体験する機会を増やし、普及拡大を図ります。

#### （3）健康づくり指導者育成事業の推進

高齢者の健康づくりに関して専門家の意見を聴くほか、講演会やブロック別研修会を開催し、市町村老連等における健康づくり活動の普及を図ります。

- ① 健康・生きがいづくり支援事業推進委員会の開催
- ② 健康づくりブロック別研修会の開催
- ③ 健康づくりリーダー等研修会の開催

### 2 地域支え合い活動の推進（公2）

老人クラブ会員はもとより、高齢者をはじめ住民との支え合いを進め、地域の高齢者の安全・安心の確保とみんなが住みやすい地域づくりに取り組めます。

#### （1）在宅福祉を支える友愛活動の推進

元気な高齢者が地域の一人暮らしや寝たきりの高齢者等の家庭を訪問

し、話し相手や簡単な生活支援等の活動を実践するシルバーヘルパー養成及び2年の実務経験者を対象にしたシルバーヘルパー指導者養成に取り組むとともに、活動の広がりを図っていきます。

(2) 地域の安全・安心の取組と社会奉仕の日の取組（地域支え合い活動に関する県老連から市町村老連への取組の呼びかけ）

① 地域の子ども見守り活動

県内各地で取り組まれている登下校時の見守りパトロールの継続と空白地域の減少に努めます。

② 防犯・消費者被害・振り込め詐欺等

振り込め詐欺に代表されるように高齢者を狙った悪質業者の被害に遭わないように、行政（消費生活センター）や警察との情報の共有、講習会開催などの安全対策に取り組めます。

③ 災害等緊急時の対応

自治会や町内会といった団体との連携の中で、高齢者や社会的弱者への災害緊急時の連絡や避難体制について、可能なところから対応を進めます。

④ 社会奉仕の日の取組

「老人の日・老人週間」は、9月15日～9月21日の期間、国民に老人福祉についての関心と理解を深めると共に、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すために制定された記念日です。

期間中の9月20日は老人クラブ全国一斉「社会奉仕の日」として、環境美化活動等に取り組めます。

### 3 活動活性化に向けた取組（公3）

老人クラブが行っている地域貢献活動を広く周知することで、一般の高齢者へ老人クラブの活動への理解と参加を促し、高齢者による地域活動の活性化に取り組めます。

(1) 広報活動

私たち老人クラブの活動を、会員をはじめ多くの人に理解してもらえるよう、広報活動に取り組めます。

① 広報委員会の開催と年2回の「県老連だより」の刊行

② 元気老人クラブ活動広報推進事業

活発・先進的な活動を行っている老人クラブを、研修会や事例を通じて他の老人クラブ等に紹介します。

また、未加入者が入りたくなるような魅力ある老人クラブづくりを支援し、会員加入の促進、ひいては老人クラブ全体の活性化を図っていきます。

(2) 単位老人クラブ調査事業

単位老人クラブの組織実態について調査し、地域活動活性化の基礎資料(老人クラブ名簿)を作成します。

(3) 老人クラブ大会及び各種表彰の実施

老人クラブの社会的使命に対する会員の自覚を高め、さらに仲間づくりを進めて老人クラブの発展と老人福祉の向上を期すため、老人クラブ大会や各種表彰等を実施します。

- ① 第39回熊本県老人クラブ大会の開催
- ② 老人クラブの育成発展に功績のあった個人及び団体の表彰
- ③ 95歳となる高齢者への寿詞贈呈
- ④ 赤い羽根歳末助け合い運動への協力

(4) 老人クラブリーダーの育成等

市町村老連が、新任の単位老人クラブ会長や女性リーダーを対象に行う研修に講師を派遣し、老人クラブの組織や事業を運営していく上で必要な知識や情報を提供するなどの支援を行います。

- ① 単位老人クラブ新任会長及び女性リーダー研修会

(5) 行政や団体との連携強化の推進

会員増強や活動の推進、また地域づくりには、行政や地域の関係機関との連携が重要です。

- ① 市町村行政と定期的な協議の機会設定  
老人クラブ活動予算の確保や高齢者福祉行政との連携調整を図るため、市町村行政との「定期的な協議の場」の設置を支援します。
- ② 地域ネットワークへの積極的な参加  
地域の中で安心・安全に暮らしていくために、市町村社協や自治会をはじめ地域にあるネットワークとの連携強化を図ります。

#### 4 地震等災害被災者支援及び復興活動の推進(公4)

地震等災害時の被災者支援や震災復興に向けた活動は公益の原点とされており、平成28年の熊本地震や令和2年熊本豪雨災害を踏まえ、災害時の被災者支援や復興を目的とする活動に取り組みます。

(1) 被災者支援及び震災復興関連事業

被災市町村老連が行う復興関連事業並びに非被災市町村老連が行う被災市町村老連復興支援事業を支援します。

### Ⅲ 収益事業

#### 1 旅館・ホテル等の指定及び図書斡旋（収1）

会員の研修や福利厚生、老人クラブ活動の運営を支援するとともに、収益を確保します。

##### （1）旅館・ホテル等の指定（指定料収入）

会員の研修や旅行等福利厚生に資するため県老連指定旅館制度を設け、安心して活用できる場（旅館・ホテル等）を提供しており、旅館・ホテル等からの申し出を受け、指定旅館・ホテル等として指定します。

また、指定旅館・ホテル等の案内を作成して各単老に配付し、老人クラブ名簿や年2回発行の県老連だよりに掲載して会員への周知を図ります。

##### （2）図書斡旋収入

老人クラブ活動日誌や老人クラブ会計簿などを会員に斡旋し、その活用により老人クラブ活動の円滑な運営を図ります。

#### 2 保険広告（収2）

会員が安心して活動できるよう傷害保険・賠償責任保険を斡旋するとともに、収益を確保します。

##### （1）保険広告料収入

全老連が実施する傷害保険・賠償責任保険について、機関紙である「県老連だより」をはじめ、研修会・講習会等資料に広告を掲載して普及拡大を図り、広告料収入を得ます。

#### 3 共益（他1）

老人クラブ活動に役立つ情報や、市町村老人クラブ連合会の担当者等の情報共有の場を提供し、適正な運営を支援します。

##### （1）郡・市町村老連事務担当者研修会

市町村老連事務局長や担当者を対象とした研修会を開催し、高齢者福祉制度や県老連事業の活動方針の説明のほか、事務連絡や意見交換を行うことにより、情報を共有し活動の活性化を図ります。

## IV 会議及び研修会

### 1 役員会・委員会

- (1) 正副会長会議（年3回）
- (2) 理事会（年2回）
- (3) 総会（年1回）
- (4) 監査（年1回）
- (5) 活動積立金管理運営委員会（年1回）
- (6) 女性委員会（年2回）
- (7) 友愛訪問活動活性化委員会（年2回）
- (8) 広報委員会（年2回）
- (9) 健康・生きがいづくり支援事業推進委員会（年1回）

### 2 研修会等

- (1) 第39回熊本県老人クラブ大会
- (2) シルバーヘルパー養成講習会・指導者養成講習会
- (3) 市町村老連新任会長及び女性リーダー等研修会
- (4) 健康づくりブロック別研修会
- (5) 元気老人クラブ活動広報推進事業研修会
- (6) ニュースポーツ・健康ウォーキング等研修会
- (7) 健康づくりリーダー等研修会
- (8) 郡・市町村老連事務担当者研修会

### 3 全国及び九州ブロック会議及び研修会等

- (1) 全国老人クラブ連合会評議員会（東京都）
- (2) 九州ブロック老人クラブリーダー研修会（福岡市）
- (3) 都道府県・指定都市老連事務局長会議（東京都）
- (4) 活動推進員等職員セミナー（東京都）
- (5) 九州各県・指定都市老連事務局長会議（佐賀県）
- (6) 「老人の日・老人週間」（20日：全国一斉「社会奉仕の日」）
- (7) 老人福祉法制定60周年第52回全国老人クラブ大会（秋田県）
- (8) 第35回全国健康福祉祭えひめ大会（愛媛県）
- (9) 高齢者の健康づくり・生活支援セミナー（東京都）
- (10) 都道府県・指定都市老連代表者会議（東京都）
- (11) 九州各県・指定都市老人クラブ連合会連絡協議会（大分県）

# シルバーヘルパー等養成講習会の事務の流れについて

## 【初任者養成講習】

- 1 電話で日程の事前予約（各市町村老連等）  
講習会開催予定日について、県老連事務局へ電話連絡。  
（※予定日が他と重複した場合は、日程調整をお願いしますので、開催予定日が分かったら速やかにご連絡ください。）
- 2 講習会会場、講師の予約（各市町村老連等）  
（※初任者養成講習の会場・講師は、各市町村老連で予約等をお願いします。なお、講師の所属先への派遣依頼文書は、県老連会長名で県老連事務局から郵送します。）
- 3 講習会日程表の作成（各市町村老連等）  
（※講習会開催日の20日前まで、県老連事務局へ郵送ください。FAXでも可。）
- 4 講習会受講希望者の取りまとめ（各市町村老連等）  
（※当日の参加者数が分かりましたら、県老連事務局までご連絡ください。FAX可。講習会当日、参加者分のテキスト等を持参します。）
- 5 講習会当日の受付・司会進行（各市町村老連等）  
（※受講者名簿は、実技講習修了後、登録者名簿として活用ができるよう作成をお願いします。）
- 6 実技講習の実施（各市町村老連等）  
（※令和2年度から講義と実技を同日にまとめて1日で終了できるようにになりました。ただし、地域の実情に応じて同日実施とするか別途実施するか決めてください。）
- 7 登録者名簿の提出（各市町村老連等）  
（※実技講習まで修了した方の名簿を速やかに提出してください。）

### ※注

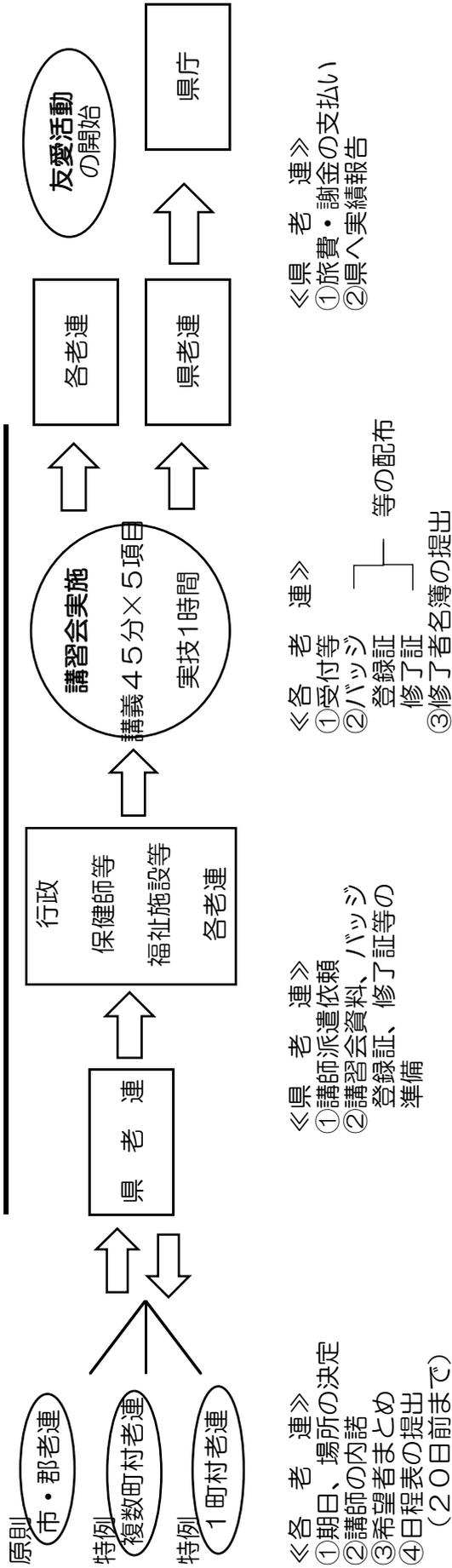
高齢者が対象ですので、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じたうえで講習会を開催します。会場設定については過密にならないようご協力をよろしくお願いします。

## 【指導者養成講習】

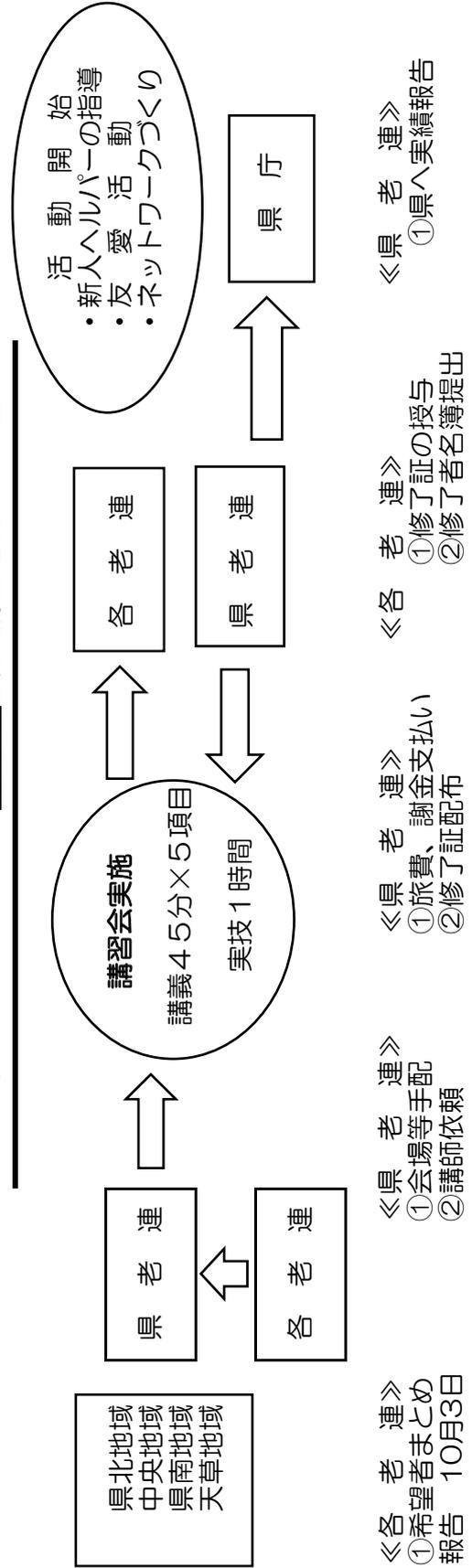
- 1 講習会開催について通知（県老連）  
（※指導者養成講習については、県内3カ所で開催しますので、都合の良い会場で受講ください。）
- 2 講習会会場、講師の予約（県老連）  
（※指導者養成講習の会場・講師は、県老連で直接予約・依頼等を行います。）
- 3 講習会受講希望者の取りまとめ（各市町村老連等）  
（※当日の受講希望者については10月3日（火）まで、県老連事務局までご連絡ください。FAX可。講習会当日、参加者分のテキスト等を持参します。）
- 4 講習会当日の受付等（県老連及び各市町村老連等）  
（※県南会場と天草会場は、受講者の所属老連等で受付の手伝いをお願いします。）
- 5 実技講習の実施（各市町村老連等）  
（※初任者講習と同様に、令和2年度から講義と実技を同日にまとめて1日で終了できるようになりました。）
- 6 登録者名簿の提出（各市町村老連等）  
（※実技講習まで修了した方は、速やかに提出してください。）

※外出中の面談は話相手に計上

☆ シルバーヘルパー養成講習会フロー図



★ シルバーヘルパー指導者養成講習会フロー図



(別紙1)

令和5年度シルバークーパー指導者養成講習会日程表

ブロック	市・郡老連名	日程	会場	備考
中央 及び 北 県	熊本市 阿蘇郡 美里市 上益城郡 荒尾市 山鹿市 合志市 菊池郡	10月17日(火) 午前9時50分 午後4時00分	熊本市 中央区 福寿センター 5階	TEL 096- 324-2134
南 県	八代市 水戸市 芦北郡	10月23日(月) 午前9時50分 午後4時00分	八代市 新町5番2号 桜ホール (やしろハート 3階大会議室)	TEL 0965- 53-0033
天 草	天草市 上菅町 宇北市 北城市 宇角市	10月25日(水) 午前9時50分 午後4時00分	天草市 東町3番地 市民センター 2階大会議室	TEL 0969- 22-4125

※日程、時間については諸事情により変更になる場合があります。

【別紙2】

(老連名 )

令和5年度シルバーヘルパー登録者名簿 (会員のみ)				
番号	氏名	年齢	性別	住所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

備考 1 実技講習実施年月日 令和 年 月 日

2 実技講習実施場所 \_\_\_\_\_

3 修了証交付者数①「(非会員含む) \_\_\_\_\_名 男性 名、女性 名  
(うち非会員数②) \_\_\_\_\_名 男性 名、女性 名

4 登録証交付者数③=①-② \_\_\_\_\_名 男性 名、女性 名

※実技と講義を別の日に実施した場合は、備考1と2も記入ください。

なお、講義と実技を同じ日に実施した場合は記入不要です。

また、修了者交付名簿を使用する場合は、非会員を横線で見え消してください。

令和5年度シルバーヘルパー指導者登録者名簿  
( 養 成 講 習 修 了 者 名 簿 )

令和 年 月 日 修了証交付( 老人クラブ連合会)

番号	氏 名	年齢	性別	住 所

備 考

1 実技講習実施年月日 令和 年 月 日

2 実技講習場所

※実技と講義を別の日に実施した場合は、備考1と2も記入ください。  
なお、講義と実技を同じ日に実施した場合は記入不要です。

令和5年度 シルバーヘルパー活動状況表 (県老連への報告様式)

老連名 (

区分 月別	シルバーヘルパー-実働人員 ①	活動				件数		活動実日数 ③	対象者 人数 ④	活 動 内 容
		家庭訪問		施設・サロンでのボランティア		計				
		話相手	在宅福祉等の情報提供	家事援助	日常生活の移動等介助援助		施設での奉仕活動			
令和5年 4月									<b>(家庭訪問)</b> <b>1. 話相手</b> (1) 話相手 (2) 生活や身の上相談 (3) 老人クラブ活動やふれあいサロン等へのお誘い (4) 市役所・役場等の情報提供 ※外出中の面談は、話相手に計上 <b>2. 在宅福祉等についての情報提供</b> (5) デイサービス、ショートステイ等・その他 <b>3. 家事援助</b> (6) 住居の清掃・整理等 (7) 炊事・洗濯の援助 (8) 買い物等の手伝い (9) ゴミ出しの手伝い <b>4. 日常生活の移動・外出等介助援助</b> (10) 市役所・役場等への書類提出 (11) 散歩・いきいきサロン等への付添 (12) その他  <b>(ボランティア活動)</b> <b>5. 施設でのボランティア活動</b> (13) 福祉施設でのボランティア (14) 福祉施設等入所者への訪問 ※訪問対象者との面談は話相手にも計上 <b>6. ふれあいサロン等のボランティア活動</b> ※訪問対象者との面談は話相手にも計上	
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計	(延)						(延)	(延)		

(注) ① シルバーヘルパー実働人員は、あなたの市町村のシルバーヘルパーさんが実際に働いている人員を記入して下さい。  
 (例えば、120人のシルバーヘルパーさんのうち100人が活動していれば100人と記入してください。)  
 計の欄は、単純に4月から3月までを合計して下さい。

② 活動件数は1日の内に複数のサービスをした場合、それぞれに件数をあげる。(件数が多い場合は、主たる件数をあげる。)

③ 活動実日数は、各シルバーヘルパーの活動記録の活動日数を毎月集計したものを記入する。  
 (例えば、Aさんが5月に5日間活動し、Bさんが同じ5月に3日間、Cさんが同じ5月に2日間活動した場合は、5月の活動実日数欄にAさんBさんCさんの合計10日と記入して下さい。)  
 計の欄は単純に4月から3月までを合計して下さい。)

④ 対象者数は、あなたの地域における対象者の実人員を記入して下さい。  
 (高齢者の一人暮らし、夫婦二人暮らし、寝たきりや病弱な高齢者等が対象者になります。)  
 計の欄は、単純に4月から3月までを合計して下さい。

⑤ 活動内容欄に記載されている事項に該当しない訪問活動は、話相手の件数に含めて下さい。

(※ 上記1～4について、同居家族への支援は対象件数に含まれません。)



# 令和5年度 6月分 シルバーヘルパー活動報告書 (A表) (記入例)

シルバーヘルパー氏名	熊本 花子		住所	〇〇町〇〇				電話	●●●-△△△△-■●●●		
活動をした日	支援対象者の氏名	活動内容							備考		
		家庭訪問				奉仕活動件数		その他		計	
		①話相手	②在宅福祉等情報提供	③家事援助	④日常生活介助等の援助	⑤施設での奉仕活動	⑥サロン等奉仕活動	⑦電話やハガキによる活動			
6/3	A	○							1	掃除がよくされている様子。	
6/3	B	○		○					2	腰が痛いと言われ買物を頼まれ支援	
6/5	C	○							1	いつもより元気がない様子だった。	
6/5	D	○			○				2	10分程度の散歩の付き添い	
6/10	E	○	○						2	介護保険のチラシで説明	
6/10	F	○							1	いつもと変わらず話してくれた。	
6/14	G	○							1	初めて「また来てね」と言ってくれた	
6/20	サロン	○					○		2	奉仕活動及び対象者との話し合い。	
6/20	C	○							1	サロン後、家庭訪問、笑顔で話してくれた	
6/25	〇〇施設					○			1	おむつたたみの奉仕活動	
対象者 (7名)										※受持地域では実対象者数が不明確である	
活動実日数 (6日)		9件	1件	1件	1件	1件	1件	件	14件		

1 活動内容は該当事項に○をつける。(複数のサービスをした場合はそれぞれの該当欄に○)

2 活動日数は、実日数を記入する。(※ 同居家族は訪問対象者に含みません。)

## シルバーヘルパー活動報告書（A表）の記入の仕方

### ● 原則としてシルバーヘルパー毎に作成する。

(1)当該月1か月分の活動状況を計上する。記入例では「6月」の1か月分の記入。

(2)活動した日付を記入する。

(3)家庭訪問をしたときに、①から④までの活動があればそれぞれに○をつける。

(4)対象者の氏名は、A,B,C等の記号を使ってください。ただし、後日、氏名を必要とする場合がある時のために、自分では名前が判るようにしておく。

(5)施設での奉仕活動：清掃や営繕（ものの修理）や庭の手入れ、踊り、楽器演奏や寸劇などの奉仕活動をした時に○をつける。

（※ 訪問対象者との面談は、話相手にも計上）

(6)ふれあいサロン等（・おしゃべり、ゲーム、歌などのレクリエーションや手芸、工作などの作品作り・軽体操等）でのボランティア活動をした時に○をつける。

（※ 訪問対象者との面談は、話相手にも計上）

(7)家庭訪問等が難しい時、電話やハガキで安否確認等の活動をした時に○をつける。

(8)備考欄には、活動した内容、対象者について気づいたことなどをメモ。

(9)対象者数について：訪問地域における訪問対象者が明確な場合は対象者の実人員を計上する。ただし、訪問対象者が不明確な場合は、記入例として、1か月間の訪問対象者A,B,C,D,E,F,Gの「7名」を記載している

(10)活動実日数：記入例では6/3、6/5、6/10、6/14、6/20、6/25に活動しているので活動実日数は「6日」となる。

(11)1ヶ月分の記入が終わったら、翌月（ ）日までに、友愛部長（等）へ提出

### ● 活 動 内 容

#### ① 話相手

(1) 話相手（※外出中の面談は話相手に計上）

(2) 生活や身の上相談

(3) 老人クラブ活動やふれ合いサロン等へのお誘い

(4) 市役所・役場等の情報提供

#### ② 在宅福祉等についての情報提供

(5) ディサービス、ショートステイ等・その他

#### ③ 家事援助

(6) 住居の清掃・整理等

(7) 炊事・洗濯の援助

(8) 買い物等の手伝い

(9) ゴミ出しの手伝い

#### ④ 日常生活の移動・外出等介助援助

(10) 市役所・役場等への書類提出

(11) 散歩・いきいきサロン等への付添

(12) その他

#### ⑤ 施設での奉仕活動

(13) 福祉施設でのボランティア

(14) 福祉施設等入所者への訪問

※ 訪問対象者との面談は、話相手にも計上

#### ⑥ ふれあいサロン等のボランティア活動 ※ 訪問対象者との面談は、話相手にも計上

#### ⑦ 電話やハガキでの活動 電話で安否確認、ハガキで誕生日お祝い等の活動を計上

別紙

県老連 高島あて (FAX:096-351-8029)

(mail:kumamon-kumaro36@aroma.ocn.ne.jp)

## 令和5年度 新任会長・女性リーダー研修会 実績報告

老連名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

開催日	令和 年 月 日 ( )
開催場所	

市町村名	参加者数						
	単老会長		女性リーダー		老連役員	その他	計
		うち新任		うち新任			
計							

## 健康・生きがいづくり支援事業実施要綱

### 1 事業目的

平均寿命がのびる中「健康な生活」を送るためには、健康寿命を長く保つことが重要になります。そのためには、健康管理や生活習慣に気を配りながら、生きがいづくりをおとした健康づくりが必要です。

市町村老人クラブ連合会の健康づくりへの取組みを支援することにより、元気な高齢者づくり、地域社会に貢献できる老人クラブづくりをすすめ、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することとします。

### 2 事業主体

熊本県老人クラブ連合会

### 3 事業内容

#### (1) 「健康・生きがいづくり支援事業推進委員会」の設置

事業の効果的な推進を図るとともに、専門的な支援・協力体制を確保するため、医療関係者、歯科医師会、栄養士会、健康運動指導士会、行政等で構成する委員会を設置し、活動プランを策定する。

#### (2) 「健康づくりリーダー等」研修会の開催

市町村老人クラブ連合会等の健康づくりリーダー等を対象に、研修会を開催する。

- ・有識者（大学教授等）による研修会
- ・健康運動指導士等による実技講習

#### (3) 市町村老人クラブ連合会や単位クラブの役員等を対象としたブロック別研修会の開催

「健康づくり講演会」と市町村老人クラブ連合会や単位クラブで取り組まれている活動事例の「健康づくり活動実践報告会」を開催する。

##### 【研修課題例】

- ・日頃の健康管理（運動・食生活・口腔ケア等）のあり方
- ・歯の健康
- ・転倒、事故防止対策

#### (4) 高齢者向け体力測定の啓発・普及

健康づくりには、健康に関する正しい理解（学習）と、定期的な体力測定や健康診断（点検）、よい生活習慣を身につけ、自分にあったバランスのよい運動を行う（実践）ことが大切であり、そのために高齢者向け体力測定の啓発・普及を図る。

【関連事業】「高齢者の体力測定」啓発・普及事業

#### (5) 「健康ウォーキング」の支援事業

健康づくりの「実践」として「ウォーキング」の定期的な実施を通じて、運動による健康づくりが生活習慣として定着するよう啓発・普及を図る。

【関連事業】「健康ウォーキング・ニュースポーツ活動」支援事業

#### (6) 健康づくり活動の啓発・普及

各市町村老人クラブ連合会・単位老人クラブで取り組まれている、健康づくり活動の事例を広報し、県下の老人クラブへ健康づくり活動の啓発・普及を図る。

（附則）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

# 令和5年度 健康・生きがいがづくり支援事業実施計画

令和5年度の「健康・生きがいがづくり支援事業」は、長引くコロナ禍の影響で外出や運動を控えた結果、生活不活発から健康状態に支障が出ている高齢者が増えているところであり、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、健康に関する一般的知識と口腔ケア、食生活改善等の理解促進及び運動習慣の定着等の支援に積極的に取り組むこととする。

## 1 「健康・生きがいがづくり支援事業推進委員会」の開催

日 時 令和5年11月21日(火) 午後1時30分～(1時間30分程度)

場 所 熊本県総合福祉センター 2階 第1会議室

内 容 令和6年度健康・生きがいがづくり支援事業について

## 2 「健康づくりリーダー等」研修会

高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を目指して、市町村老連等で心と体の健康づくり活動に取り組む「健康づくりリーダー等」を対象に研修会を開催する。

日 時 令和5年12月7日(木) 午後1時30分～(2時間30分程度)

会 場 KKRホテル熊本

内 容 心と体の健康づくりについての講義  
(生きがいがづくり、口腔ケア、食生活改善、運動等)

講 師 講義内容に応じた専門講師

対象者 健康づくりリーダー、市町村老連役員等 120名程度

## 3 健康づくりブロック別研修会

県北、県央、県南のブロックごとに地域2箇所を選定し、健康づくりに関する講演及び健康づくり活動に活発に取り組む市町村老連等の実践報告等を行い、県内老人クラブへの健康・生きがいがづくり活動の啓発・普及を図る。

時 期 7月～11月

内 容 ① 講演

テーマ「健康・生きがいがづくり」「口腔ケア等」「栄養・食生活改善」「運動」について

講 師 各テーマごとの専門講師

② 健康・生きがいがづくり実践活動報告(県内市町村老連等の取組)

報告者 県内市町村老連等の役員または担当者等

対象者 単老会長・女性部長等 各ブロックごとに100名程度

開催地域 ① 県央ブロック 宇土市・宇城市・美里町を対象 (7月中旬)

② 県南ブロック 水俣市・芦北町・津奈木町を対象 (6月下旬)

#### 4 高齢者の体力測定普及活動の推進

高齢者の体力測定は、「自らの体力を知り、自分にあった適切な運動を生活の中に取り入れていく」ことで自立できる体力を維持しようとするものである。コロナ禍による一昨年からの生活不活発で落ちた体力回復の指標を明確にし、健康づくり活動を進めるため、市町村老連等での積極的な取組を支援する。

##### (1) 「高齢者の体力測定」啓発・普及事業の実施

高齢者の体力測定に取り組もうとする市町村老連等を選定し、用具等の貸出・提供や必要経費の支援を行い、事業の定着を図る。(2老連等を選定)

#### 5 健康ウォーキング・ニュースポーツ活動支援事業の推進

運動による高齢者の健康づくりを促進するため、健康ウォーキングやニュースポーツに関する実技研修会を開催するとともに、指導者等の派遣を行い、市町村老連等における取組を推進する。

特に、手軽に誰でも取り組めて、体も頭も使うニュースポーツとして普及を進めている公式ワナゲについては、ワナゲセットを市町村老連等に貸し出すことで体験する機会を増やし、普及拡大を図る。

##### (1) 健康ウォーキング・ニュースポーツ研修会の開催

期 日 令和5年10月26日(木)

会 場 県立総合体育館(中体育室)

内 容 ①健康ウォーキングの実技講習

②ニュースポーツ(公式ワナゲ)の実技講習

対象者 健康づくり推進員・体育部長・健康づくり担当者等

##### (2) 健康ウォーキング・ニュースポーツ活動支援事業の実施

身近な地域で誰もが気軽に参加できる運動を通じた健康づくり活動が広めるため、「健康ウォーキング」や「ニュースポーツ」に取り組もうとする市町村老連等を選定し、指導者の派遣や用具の貸出し等による支援を行い活動の定着を図る。(2老連を選定)

公式ワナゲ講習会 4月21日(金) 益城町老連

ノルディックウォーキング講習会 開催時期未定 球磨郡老連

#### 6 「高齢者の健康づくり・生活支援セミナー」参加

期 日 令和5年12月4日(月)～5日(火)

会 場 全社協灘尾ホール(東京都千代田区)

内 容 女性リーダーセミナー・健康づくり中央セミナー・在宅福祉を支える友愛活動セミナーを統合した研修(詳細な内容は今後決定)

対象者 県老連の健康づくり事業へ協力・支援できるリーダー等(2名派遣)

# 令和5年度「『高齢者の体力測定』啓発・普及事業」 実施要項

## 1 目的

老人クラブが取り組んでいる「健康をすすめる運動」の推進では、「学習」、「実践」、「点検」を柱としバランスの取れた展開が欠かせないところである。中でも「点検」活動の一つとして、「体力測定」の普及は重要になっている。そこで、県老連では市町村老連（支部等）を選定し体力測定会を実施して、全県的に「高齢者の体力測定」の啓発・普及を図っていくものとする。

## 2 事業実施期間

令和5年度（単年度）

## 3 実施内容

県老連は、県内の市町村老人クラブ連合会・支部・単位老人クラブ等（以下「クラブ等」という。）の中から実施可能なクラブ等を選定し、次に掲げる事業の実施を支援する。

### （1）測定員（リーダー、協力者）の養成

体力測定員を養成するため、体力測定ハンドブック等の教材を活用した学習会を開催し、各プログラムの測定方法の習得を図る。

### （2）体力測定会の実施

#### ① 開催回数 年2回程度（回数は状況により判断可）

※ 健康づくり活動の効果・体力の状態を自己点検するため、概ね6ヶ月ごとに測定会を実施する。

#### ② 対象者 老人クラブ会員及び参加を希望する非会員の高齢者

#### ③ 対象者数 市町村老連（支部等）において決定する。

## 4 留意事項

### （1）安全への配慮と関係者との連携

#### ① 測定会参加者への周知

ア 体調の自己管理に努め、持病や投薬などで参加に不安のある場合は、事前に医師等と相談のうえ参加するよう周知をはかる。

イ 測定会の趣旨をよく説明し、人と競うなどしないよう、健康管理の周知に努める。

ウ 事前に行う「ADLチェック」や「健康状態チェック」を参考に、参加の有無を含めて無理をさせないよう配慮する。

エ 測定にふさわしい服装、運動靴の着用（屋外・屋内用の区別）、靴下のみでの測定の禁止など周知する。

#### ② 保健師等の指導・協力要請

本事業においては、原則として保健師等の協力を要請し、参加者の健康管理や健康づくりへの助言・指導（測定会前後の健康学習会等）を得るよ

う努める。

③ 測定会実施に向けた点検

安全かつ円滑な運営に向け、会場の広さ、用具の点検、役割分担、休憩時間の設定、救急体制の確認を行う。

(2) 測定結果の活用

① 自分の体力保持に役立てる

結果をもとに日常生活を点検し、適度な運動を取り入れ体力の保持に役立てる。

② クラブや老連の健康づくり活動に役立てる

測定結果を集計し、会員の体力の状態に合わせた健康づくり活動を実施する。

③ 地域の健康づくりに役立てる

測定結果の特徴について関係者と話し合いの機会を持ち、地域の健康づくりに向けた活用方法を検討する。

5 支援内容

(1) 事業費支援

1 老連（支部等）当たり2万5千円以内

〈対象経費〉

行事保険、講師謝金・旅費、資料（手帳）、需用費、使用料等

注1：資料（ハンドブック10部・手帳50部）は現物給付

注2：食事費を除く（スポーツドリンクは可）

(2) 体力測定用具を所有していない老連（支部等）には、県老連から貸し出す。

6 実施報告書

事業終了後は、領収書等を添えて別紙「事業実施報告書」を提出すること。

# 令和5年度 「健康ウォーキング・ニュースポーツ活動」支援事業 実施要項

## 1 目的

高齢者が元気で生きがいのある生活を送るためには、一人ひとりが自分の体力を知り、運動の習慣を身につけ、体力の保持につとめることが必要である。そこで、身近な地域の中で誰もが気軽に参加できる「ウォーキング」や「ニュースポーツ」の定期的な実施を通じて、運動による健康づくりの定着を目指していく。

また、本事業への参加を老人クラブ未加入の高齢者にも呼びかけ、地域における高齢者の健康づくりに資するとともに、老人クラブに対する理解を広げ、仲間づくりにつなげることを目指すものとする。

## 2 実施期間

令和5年度（単年度）

## 4 実施内容

県老連は、県内の市町村老人クラブ連合会・支部・単位老人クラブ等（以下「クラブ等」という。）の中から実施可能なクラブ等を選定し、次に掲げる事業の実施を支援する。

### ① 事業内容

- ア 定期的な「健康ウォーキング」、「ニュースポーツ活動」の実施
- イ 「健康ウォーキング・ニュースポーツ活動学習会」の開催
- ウ 活動のPR、未加入者への声かけ

### ② 事業のすすめ方

#### ア 実施計画の作成

「健康ウォーキング・ニュースポーツ活動」計画・報告用紙により活動目標及び活動計画を作成。

#### イ 新規参加者と継続参加者に向けた工夫

季節に応じた活動やイベントを取り入れ、新しい人が参加しやすい雰囲気づくりや継続して参加するために工夫する。

#### ウ 活動記録を活かす

「ウォーキング記録手帳」等を活用した活動展開。

例：歩数記録の集計・活用（P5）、ウォーキングポイント地図作り（P13）、  
思い出のウォーキングコース紹介（P15）等 ※（ ）は手帳のページ番号

#### エ 結果の報告と活用

取組結果を報告用紙にまとめて、県老連に報告するとともに、活動結果をもとにクラブ等の今後の健康づくり活動の展開に役立てる。

### ③ 支援教材、用具（別掲）の活用

本事業の効果的な展開に向け、県老連が配布や貸出する教材、用具を活用する。

④ 留意点

本事業の取組みにあたり、安全な参加と運営に向けて次の点に留意する。

- ア 参加者に対して、運動にふさわしい服装、靴の着用、水分補給を始めとする体調の自己管理、ウォーキング中の交通安全など、安全な参加を心がけるよう周知する。
- イ 活動中の安全確認及び緊急体制の確認
- ウ 万が一の事故に備えて「老人クラブ行事保険」に加入

## 教材・用具一覧（1クラブ等当り）

### 【健康ウォーキング】

#### ■選定クラブ等（主催者）用

① ウォーキングハンドブックの配付 「高齢者のための健康ウォーキング」	健康ウォーキングについての正しい知識と普及に向けての活動の進め方について解説	10冊
② 歩数計の配付	コースの選定や参加時の歩数測定に使用し、健康ウォーキングの推進に活用	50個

#### ■参加者用

① ウォーキング記録手帳の配付	参加記録や日常生活のウォーキング記録の書き込み欄をはじめ、ウォーキングの正しい姿勢、留意点を掲載	50冊
② リーフレットの配付 老人クラブが薦める「健康ウォーキング」	正しいウォーキングの姿勢や留意点について紹介。健康ウォーキングの正しい理解に向けて参加者に配布	50部

※ 配布数については、参加希望者が50人を上回るときは協議する。  
但し、①は、有償（1部160円：送料別）販売あり。

### 【ニュースポーツ】

公式ワナゲ用具の貸出し	公式ワナゲセット	6セット
-------------	----------	------

## 【2 全老連事業関係】

### （1）健康・友愛・奉仕「全国三大運動」の取り組みについて

全国の老人クラブは、発足当初から「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んできました。高齢者が人口の1/4を超え、人生100年時代を迎えた今日、これまでの運動の成果を継承し、本格化する超高齢社会を明るく、豊かで活力のあるものにすることを目指して、この三大運動の一層の推進を図ります。

### （2）「老人の日・老人週間」及び「社会奉仕の日」の取り組みについて

毎年9月15日（敬老の日）～21日までの「老人週間」の期間中には、全国一斉「社会奉仕の日」に取り組んでいます。後日、県老連から実施状況の照会を行いますので活動状況の報告をお願いします。

### （3）第4次老人クラブ高齢消費者被害防止キャンペーンについて

高齢者の消費者被害が社会問題として取り上げられる中、老人クラブは、平成26年から本キャンペーンに取り組んでいます。本年度からの3か年は、第4次の取組として引き続き関係者と連携して被害防止を目指します。

### （4）老人クラブ保険について

老人クラブ傷害保険・賠償責任保険は、老人クラブ会員にとって大変お得な保険です。各クラブの保険担当者の方は、会員へ加入を勧めていただきますようお願いいたします。

### （5）老人クラブ会員章の普及について

今年度から令和9年度までの5年間、第9次全国老人クラブ活動資金等造成計画に基づき老人クラブ会員章の普及に取り組んでまいります。会員章を胸に活動の輪をさらに広げましょう。

## (6) 老人クラブ手帳、老人クラブ活動日誌、老人クラブ会計簿について

毎年6月に「老人クラブ手帳」、9月に「老人クラブ活動日誌」、「老人クラブ会計簿」の発行案内と申込みの受付開始をお知らせしています。

永年にわたって会員の皆様に広くご利用いただいておりますので、ご案内が届きましたら申込み期限にご注意のうえ注文されるようお願いします。

なお、在庫がある場合はいつでも注文可能ですので、必要な場合は県老連までお問い合わせください。

# 健康・友愛・奉仕

## 「全国三大運動」推進要綱

### 1. 趣 旨

高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくためには、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら、住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。

老人クラブは、発足当初から「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んできました。

高齢者が人口の4人に1人を占め、人生100年時代を迎えた今日、老人クラブ活動に対する社会的な期待は、ますます大きくなっています。

この要綱は、これまでの運動の成果を継承し、本格化する超高齢社会を明るく、豊かで活力あるものにするを旨として、高齢者自らが取り組む「健康」「友愛」「奉仕」の三大運動の一層の推進を図ることを目的とします。

### 2. 主 唱

全国老人クラブ連合会 都道府県・指定都市老人クラブ連合会

### 3. 実施主体

単位老人クラブ 市区町村老人クラブ連合会

### 4. 活動目標

- (1) 地域高齢者の健康づくり・介護予防活動
- (2) 在宅高齢者やその家族を支援する友愛活動
- (3) 安全・安心の住みよいまちづくりを目指すボランティア活動

### 5. 活動内容（例示）

#### (1) 健康活動

- 日頃の健康管理・正しい生活習慣の学習・実践（栄養・運動・休養、喫煙・飲酒、病気・ねたきり・認知症の予防、歯・口腔の健康づくり、薬の使い方、医療機関のかかり方、健康手帳やお薬手帳の活用、事故防止等）
- いきいきクラブ体操・健康ウォーキング・シニアスポーツの実施
- 趣味・サークル活動の拡充、おしゃべり会の開催
- 料理講習会・食事会の開催
- 家庭内外での転倒しない環境づくり、ヒヤリ地図の作成
- 健康診断・歯（口腔）の定期検診の受診促進、体力測定会の開催
- 高齢者医療や介護保険など制度・施策の学習 など

## (2) 友愛活動

- 関係機関と連携した集いの場づくり（サロン、ふれあい喫茶、居場所の確保等）
- 日常生活の困りごと支援（電球交換、ゴミ出し、物の移動、買い物等）
- 情報の伝達・提供（クラブや町内情報、福祉・防犯・災害・避難などの情報）
- ひとり暮らしや高齢者世帯への安否確認・声掛け・友愛訪問・話し相手・行事等への参加呼び掛け
- 認知症への正しい理解、権利擁護などの学習活動 など

## (3) 奉仕（ボランティア）活動

- 全国一斉「社会奉仕の日」（9月20日）の取り組み（下記参照）
- 公共施設や道路の清掃・美化・緑化・花づくり
- 資源回収・リサイクル活動
- 高齢者施設におけるボランティア
- 地域（子ども）見守りパトロール活動
- 防犯・防災のための活動
- 伝承や他世代交流
- 高齢者や地域から期待される活動への支援 など

## 6. 推進方法

### (1) 年間計画への位置づけ

運動は次の点に留意して、継続的・段階的に推進する。

- ① 「学習」「実践」「点検」の視点を計画に反映させる。
- ② 会員のみならず、地域の高齢者や他世代の参加を考慮する。
- ③ 活動が常に地域に開かれ、住民の理解と協力が得られるよう取り組む。

### (2) 「老人の日・老人週間」における取り組み

9月15日「老人の日」から21日までの「老人週間」の1週間を取り組みの重点期間とし、高齢者の健康づくり・社会参加への意欲と姿勢を示す。

### (3) 他世代・地域団体・教育機関との連携

運動を地域に広げるため、他世代、地域団体、近隣の教育機関との連携に努める。

他 世 代：幼年、少年、青年、壮年

地域団体：自治会、町内会、子ども会、青年・女性団体など

教育機関：保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学など

### (4) 専門職・関係機関との連携

運動を効果的に進めるため、専門職、関係団体との連携に努める。

専 門 職：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、体育指導員、民生委員、ホームヘルパーなど

関係機関：行政、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、保健センター、地域包括支援センター、老人保健・福祉施設など

## 全国一斉「社会奉仕の日」の取り組み要領

### 1. 経緯

- ・昭和59年度 神奈川県・横浜市・川崎市老連において、敬老の日（当時：9月15日）に感謝する「社会奉仕の日」を9月20日に設定し、一斉奉仕活動を実施。
- ・昭和60年度 活動が全国10数県に波及する。
- ・昭和61年度 全老連において全国三大運動の一つとして、一斉奉仕活動「社会奉仕の日」を実施することを決定。
- ・平成5年度 「花のあるまち、ゴミのないまち」をスローガンに掲げる。
- ・平成20年度 「環境にやさしい活動」を加え、「きれいな地球を子どもたちへ」を新たなスローガンとする。
- ・平成26年度 全国三大運動（健康・友愛・奉仕）の推進要綱を統合したことに伴い、老人クラブ「社会奉仕の日」要領を見直すこととする。

### 2. 趣旨

経緯のとおり、「社会奉仕の日」（9月20日）は、多くの老人クラブで取り組まれていた奉仕活動を、全国一斉に実施することにより、地域社会に対する感謝と地域の担い手としての活力を示そうと全国運動として提唱してきました。これまでの経験を生かして、地域団体や住民の協力しながら、地域の緑化、美化、資源ゴミのリサイクル等の活動を中心に、幅広いボランティア活動として取り組むものです。

### 3. 実施期日

9月20日 全国一斉の実施日とする（可能な限り、「老人週間」内で実施する）。

### 4. 主唱・実施主体・活動内容・推進方法

「全国三大運動」推進要綱に同じ。

なお、実施の際は、のぼり旗や腕章により、老人クラブの活動であることを明らかにするように配慮する。

## 「全国三大運動」の歩み

- 昭和55年 老人クラブ初めての全国運動「病にかからぬ運動」スタート（運動の重点に健康の保持・増進、老人医療の正し受け方の推進、友愛活動の推進を掲げる）。
- 昭和59年 第1次「健康をすすめる運動」（3カ年）スタート（「病にかからぬ運動」を改称。実践課題に健康学習、健康管理、健康増進、事故防止、友愛活動を掲げる）。  
神奈川県・横浜市・川崎市老連において、9月20日を敬老の日に感謝する「社会奉仕の日」に設定し、一斉奉仕活動を実施（翌60年に活動が全国10数県に広がる）。
- 昭和61年 「健康をすすめる運動」に友愛活動（「健康をすすめる運動」から独立）と一斉奉仕活動「社会奉仕の日」（9月20日）を加え、全国三大運動スタート。
- 昭和62年 第2次「健康をすすめる運動」（3カ年）スタート（実践課題に健康学習と調査、健康管理、健康増進、事故防止を掲げる）。
- 平成2年 第3次「健康をすすめる運動」（3カ年）スタート（実践課題に「ねたきりゼロ運動」の推進、シニア・スポーツの普及、事故防止を掲げる）。
- 平成4年 全老連創立30周年記念全国運動として、「在宅福祉を支える友愛活動」を推進。
- 平成5年 第4次「健康をすすめる運動」（3カ年）スタート（実践課題に長寿社会にふさわしい「健康観」の普及、「ねたきりゼロ運動」の推進、シニア・スポーツの普及、事故防止を掲げる。）  
「社会奉仕の日」のスローガンに“花のあるまち、ゴミのないまち”を掲げる。
- 平成6年 全国共通の発展計画「老人クラブ21世紀プラン」において、全国100万人友愛活動員の組織化、300万人参加「社会奉仕の日」の取り組みを目標に掲げる。
- 平成7年 「在宅福祉を支える友愛活動」要綱を「話し相手」を基本に改定。
- 平成8年 第5次「健康をすすめる運動」（6カ年）スタート（実践課題に「『ねたきりゼロ』の10か条」の推進、「いきいきクラブ体操」「健康ウォーキング」「各種シニア・スポーツ」の普及、「高齢者事故死ゼロ」へのチャレンジを掲げる）。
- 平成14年 第6次「健康をすすめる運動」（5カ年）スタート（実践課題に「高齢者の世紀」にふさわしい健康観の普及、地域において活動を推進する「健康づくりリーダー」の設置・養成、健康づくりや病気・ケガ・ねたきり・認知症の予防に資する学習・実践、老人医療・介護保険など制度に関する学習・実践を掲げる）。  
「改訂『老人クラブ21世紀プラン』」において、1クラブ1友愛チームづくりの推進を目標に掲げる。
- 平成19年 第7次「健康をすすめる運動」（7カ年）スタート（実践課題に健康づくりの輪を広げる、介護予防の輪を広げるを掲げる）。
- 平成20年 老人クラブ「社会奉仕の日」要領に「環境にやさしい活動」を加え、スローガンを“きれいな地球を子どもたちへ”に変更する。
- 平成26年 「健康をすすめる運動」「在宅福祉を支える友愛活動」「老人クラブ『社会奉仕の日』」の要綱・要領を本運動要綱に統合する。
- 平成27年 介護保険制度の改正に伴い市町村ごとに取り組みされる「新地域支援事業」への参画をめざして「新地域支援事業に向けての行動提案」を決定。

# 老人クラブ「老人の日・老人週間」推進要綱

9月15日はわが国老人福祉の記念日（原点）です

～仲間と集い、高齢者の元気な姿を示そう！～

## 1. 趣 旨

「老人の日・老人週間」は、国民の間で広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すために制定されました。

9月15日の「老人の日」から21日までの「老人週間」の期間中、内閣府、厚生労働省をはじめ、福祉・医療関係団体が主唱して、全国的なキャンペーンを展開しています。

この取り組みは、「老人の日・老人週間」制定の趣旨を踏まえ、キャンペーンに呼応して、老人クラブが展開する「健康」「友愛」「奉仕」の全国三大運動を中心とした活動をとおして、健康づくりと社会参加へ的高齢者の意欲と姿勢を示そうとするものです。

## 2. 主 唱

全国老人クラブ連合会 都道府県・指定都市老人クラブ連合会

## 3. 実施主体

単位老人クラブ 市区町村老人クラブ連合会

## 4. 推進期間

9月15日「老人の日」から21日までの「老人週間」の1週間

## 5. 実施内容

「健康」「友愛」「奉仕」の全国三大運動の取り組みを中心として、高齢者の意欲と姿勢を地域社会に示すものとする（別添『全国三大運動』推進要綱参照）。

## 6. 推進方法

(1) 自主的・主体的な取り組み

① 単位老人クラブ、市区町村老人クラブ連合会

- それぞれのクラブ・地域の状況に合わせて、自主的に企画を立てて取り組む。
- 9月15日「老人の日」から21日までの「老人週間」の間に実施する。  
(地域の状況に応じて、その前後に実施しても差し支えないものとする。)
- 老人クラブ以外の地域の高齢者にも参加を呼び掛け、仲間づくりの拡大に努める。
- 「老人の日・老人週間」の周知・普及を図るとともに、高齢者の積極的な行動姿勢をアピールするため、のぼり・腕章・ユニフォーム・会員章等を活用する。

- ② 都道府県・指定都市老人クラブ連合会、全国老人クラブ連合会
  - 内閣府、厚生労働省、福祉・医療関係団体が主唱する全国的なキャンペーン運動に呼応して、「老人の日・老人週間」の周知・普及に努める。
  - 事前に組織内の単位クラブおよび市区町村老人クラブ連合会の先駆的な取り組みを把握し、テレビ・新聞等のマスコミに対しPR活動を行う。
  - 実施後、会報等をとおして優良事例の紹介を行う。
- (2) 関係団体との連携・協力
  - 主唱・協力団体をはじめとする各段階の関係機関・団体との連携を図るとともに、地域住民や各世代の理解・参加が得られるよう取り組みを進める。

### 「老人の日・老人週間」制定と取り組みの経緯

昭和22年	兵庫県野間谷村（現.多可町）で、9月15日に敬老行事が開催される。
昭和25年	兵庫県、9月15日を「としよりの日」に定め、県民運動を展開。
昭和26年	中央社会福祉協議会（現.全国社会福祉協議会）、第1回「としよりの日」運動を実施（9月15日を「としよりの日」、同21日までの1週間を運動週間として推進）。
昭和27年	第2回「としよりの日」運動の行事实施要綱において、「老人クラブづくり」が掲げられる（運動名称は「としよりの日・としよりの福祉週間」となる）。
昭和38年	老人福祉法に「老人の日」が定められる（昭和39年から運動名称は「老人の日・老人週間」に改称）。
昭和41年	「老人の日」が「敬老の日」として国民の祝日となる（運動名称は「敬老の日・老人福祉週間」に改称。その後、平成5年に「敬老の日・老人保健福祉週間」に改称）。
平成14年	老人福祉法の改正により、9月15日が「老人の日」、同21日までの1週間が「老人週間」に制定される。 老人クラブ、「老人の日・老人週間」の制定を記念して、推進要綱を策定して全国運動を開始。
平成15年	国民祝日法の改正により、「敬老の日」が9月の第3月曜日となる。
平成22年	老人クラブ、推進要綱を一部改定。
平成25年	老人クラブ、推進要綱を一部改定。

# 老人クラブ「社会奉仕の日」実施報告書

令和5年 月 日

市町村老人クラブ連合会

## 1 活動実施報告数

参加クラブ数 \_\_\_\_\_ クラブ 参加会員数 \_\_\_\_\_ 人

## 2 具体的な活動内容（箇条書き）

参加クラブ（地区）	実施日	参加人数	美化活動	環境にやさしい活動

※写真、資料がある場合は添付して下さい。

## 第4次老人クラブ高齢消費者被害防止キャンペーン要綱

### 1 趣 旨

高齢者の消費者被害が社会問題として取り上げられる中、老人クラブは、平成 26 年から本キャンペーンに取り組み、「伝える、気にかける、つなげる」を活動の柱に、活動の中心となる見守りサポーターの育成とともに、高齢者が主体となった取り組みを展開してきました。しかし、警察庁の調べによると、令和 3 年の特殊詐欺の認知件数の約 9 割は 65 歳以上の高齢者で、その内、7 割以上が女性で、高齢者、特に女性の被害が多いことが報告されています。

そこで、老人クラブにおいても引き続き関係者と連携して被害防止を目指します。

### 2 主 唱

全国老人クラブ連合会（以下「全老連」）、全老連女性委員会  
都道府県・指定都市老人クラブ連合会（以下「都道府県老連」）

### 3 実施主体

単位クラブ 市区町村老人クラブ連合会（以下「市区町村老連」）

### 4 推進期間

令和 5 年度～7 年度（3 か年）

### 5 実施内容

- 「見守りサポーター」の普及
- 被害防止に向けた情報提供

#### 見守りサポーターの役割

- ・伝える……活動や日常生活を通じて、被害防止情報を伝える。
- ・気にかける…困っているサインや周辺の不審な様子を見逃さないように気にかける。
- ・つなげる……関係機関とのつなぎ役となり、被害防止に努める。

### 6 推進方法

#### (1) 「見守りサポーター」の養成

- 市区町村老連において「『見守りサポーター』養成講座」の開催に取り組む。
- 単位クラブにおいて「見守りサポーター」を中心にした被害防止活動に取り組む。

#### (2) 関係機関・団体と連携した被害防止活動の展開

- 全老連、都道府県老連、市区町村老連の各段階において、関係団体と連携して高齢者の消費者被害防止活動に取り組む。
- 女性委員会（部会）を中心にした取り組みを展開する。

#### (3) 組織内外における広報活動

- 会員をはじめ、関係機関・団体への情報提供を通じて、活動の PR を行うとともに、高齢者が主体となって被害防止に取り組む姿勢をアピールする。

# 老人クラブ保険について

## 1 老人クラブ保険の沿革について

この保険は、「老人クラブ社会奉仕の日」に即して、昭和62年9月、老人クラブ活動中の事故に備えた補償の充実と事故防止を趣旨として発足しています。老人クラブ会員のための助け合い（支え合い）の見舞金制度ですので、加入は会員に限られています。契約者は、全国老人クラブ連合会であり、全老連の会員を被保険者とする団体契約（保険会社は東京海上日動火災保険（株））です。この保険の最大のメリットは、掛金が割安であること、加入年齢の制限がないことです。

## 2 老人クラブ活動における事故発生件数等について

令和3年度中に全国で発生した傷害保険の事故は、約4,000件です。その内、18%が老人クラブ活動中に発生しています。最も多いケガは、転倒による骨折です。

また、老人クラブ活動中に損害を被った方に支払われる賠償責任保険の事故は15件発生しています。最高約8万4千円の賠償責任事故が発生しています。

## 3 老人クラブ保険の内容について

**（1）傷害保険（ご自分のケガを補償する保険です。病気や他人にケガをさせた場合は対象外です。）**

- ① 会員個人の任意加入ですが、申込は「老人クラブ単位」で取りまとめて加入する団体加入となります。
- ② 加入は会員に限られますので、所属の老人クラブの保険担当者へお申し込みください。
- ③ 加入月が4月と10月の年2回のみですので、申し込み時期にご注意ください。

**（2）賠償責任保険（他人の物を壊したり、ケガをさせた時の保険）**

※往復途上の事故及び自分のケガは対象外です。

- ① 加入は単位老人クラブ（クラブ会員の全員）となります。
- ② 保険期間は、毎年10月1日から1年間です。中途加入も可能ですが、保険期間は加入月の1日から直近の10月1日までとなります。

#### 4 傷害保険の加入手続きについて

- (1) 傷害保険には、24時間型が4タイプ、活動型が2タイプありますので、1人1タイプを選択して加入することになります。  
1人で複数タイプへの加入はできません。
- (2) 保険担当者は、掛金(1年分)を集金して取りまとめ、直接郵便局から全老連保険係に専用払込用紙で送金してください。  
また、申込書(加入者名簿)を返信用封筒で全老連保険係に送付してください。
- (3) 保険開始日は、毎年4月1日午後4時から1年間と、10月1日午後4時から1年間の2とおりですので、4月開始分は掛金を3月15日まで、10月開始分は9月15日までに払込んでください。
- (4) 掛金は、加入タイプの掛金×申込会員数となります。  
ただし、掛金総額が3,000円未満の場合でも、加入するには掛金3,000円(加入に必要な最低掛金)の振込が必要です。
- (5) 個人ごとの領収証は発行されませんので、郵便局が発行する「振替払込請求書兼受領証」を加入申込書と一緒に保管してください。
- (6) 保険受付後、約3週間後に「おぼえがきメモ」が保険担当者に一括送付されますので、加入者にお渡しください。

#### 5 老人クラブ賠償責任保険の加入手続きについて

- (1) 賠償責任保険は、単位老人クラブ(会員全員)で申し込んでください。
- (2) 掛金は、100円×全会員数となります。  
ただし、30名未満の場合、掛金は3,000円(加入に必要な最低掛金)です。
- (3) 申込後に会員の増減があった場合、届出・掛金の追加(返金)はありません。
- (4) 申込後に増加した会員は、届出がなくても補償の対象になります。

#### 6 老人クラブ傷害保険・賠償保険の事故報告書について

加入者がケガをされたら、30日以内を目途に「事故報告書」を保険会社に郵送してください。

東京海上日動火災保険株式会社 法人第二課  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
TEL 03-3515-4144

# 全国老人クラブ連合会の取扱い保険

## 1. 単位クラブで加入できる保険

### ●老人クラブ傷害保険（主に「ご自分のケガ」を補償する保険）

- ・会員個人の任意加入—ただし「単位クラブ」が取りまとめて申し込みする「団体保険」です。
- ・都道府県（指定都市）、市区町村老連に所属する「単位クラブ」が対象です。

### ●老人クラブ賠償責任保険（クラブ活動中に「他人の物を壊したり、他人をケガさせた」時の法律上の賠償責任を補償する保険）

- ・単位クラブごとに全会員加入が条件となります。

## 2. 連合会で加入できる保険

### ●行事保険（老連主催行事への参加者の行事中・往復途上のケガを補償する保険）

- ・宿泊を伴わない行事が対象です。
- ・令和4年度より2つのタイプ（ケガの補償のみと熱中症危険特約付き）があります。

### ●役職員専用傷害保険（連合会役職員のケガを補償する保険）

- ・職員保険は業務中のケガが補償されます。
- ・役員保険は業務中を含む24時間のケガが補償されます。

## 3. 加入資料等の送付について

### ①【老人クラブ傷害保険・老人クラブ賠償責任保険】

- ・老人クラブ傷害保険・老人クラブ賠償責任保険、それぞれ申込書類や払込口座が違います。
- ・満期更新クラブ：満期日前に更新資料を送付します。（資料請求の必要はありません）
- ・その他の単位クラブ：クラブの保険担当者からの請求により資料を送付します。  
※会員個人からの資料請求には応じられませんのでご了承ください。

### ②【行事保険・役職員専用傷害保険】

- ・加入関係資料は老人クラブ保険のホームページからダウンロードできます。

**【ご注意】** この保険は全老連が契約者のため、傘下の組織に所属する連合会、単位クラブ以外は加入できません。

※このチラシは、全国老人クラブ連合会を契約者としてご加入いただける保険をご紹介しますものです。ご契約にあたっては、必ずそれぞれのパンフレットや「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明点がありましたらお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ・事故時の連絡先



**公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

受付時間 9:30から12:00まで（土、日、祝祭日、年末年始休）  
13:00から17:00まで

加入申込書等、  
資料請求先

**専用FAX 03-3597-8767**

お問い合わせ先  
ご相談

**03-3597-8770**

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/>

老人クラブ保険

検索

メールアドレス [hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)

（取扱代理店）有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

（引受保険会社）東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

いきいき活動を  
支える

老人クラブ会員向けに **傷害保険・賠償責任保険** で安心補償

- ◆この保険の対象は、全国老人クラブ連合会に連なる都道府県・指定都市老連および市区町村老連に加入している単位老人クラブです。
  - ◆全国老人クラブ連合会が契約者となり、各単位老人クラブで取りまとめて申し込む団体保険です。個人での加入手続きはできません。
  - ◆新規加入をご希望、ご検討の際は、クラブで担当者を決めて全老連「保険係」まで資料をご請求ください。
- 〔資料請求受付期間〕〔傷害保険〕4月始期→1/4から2月末頃まで、10月始期→7/1から8月末頃まで  
〔賠償責任保険〕随時受付中

2023年10月始期  
2024年 4月始期版

老人クラブ **傷害保険** 〈掛金・補償内容〉

自分がケガをした時の保険です。(病気は対象外)。

一部のタイプでは他人の物を壊したり、  
他人にケガをさせた場合\*1も対象となります。1人1口加入で年齢制限はありません  
(複数口加入はできません)。\*1 法律上の賠償責任が伴う対人・対物事故が対象です。

①保険始期月  
および保険期間

保険始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2023年10月	2023年7月15日～9月15日まで	2023年10月1日午後4時から1年間
2024年 4月	2024年1月15日～3月15日まで	2024年 4月1日午後4時から1年間

②掛金タイプと補償内容〔下記◆重要◆と併せてご確認ください〕

補償内容 (保険金額)	タイプ	補償充実 24時間型 クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)・クラブ活動中以外を問わず 日常生活全般(24時間)のケガを補償します。 〔補償額〕上段:活動中のケガの補償額 下段:(活動中以外のケガの補償額)				活動型 クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)の ケガを補償します。	
		掛金	12,000円/年	8,000円/年	5,000円/年	3,500円/年	1,000円/年
㉞ 死亡保険金(注2) (事故から180日以内)		432万円 (262万円)	277万円 (192万円)	270万円 (185万円)	185万円 (140万円)	85万円	45万円
㉟ 後遺障害保険金(注3) (事故から180日以内)		170万円 (-)	85万円 (-)	85万円 (-)	45万円 (-)	85万円	45万円
㉡ 入院保険金日額(注4) (事故から180日以内、30日限度)		6,600円 (2,600円)	3,700円 (1,700円)	3,600円 (1,600円)	2,200円 (1,200円)	2,000円	1,000円
㉢ 通院保険金日額 (事故から180日以内、30日限度)		4,100円 (1,500円)	2,200円 (900円)	2,100円 (800円)	1,250円 (600円)	1,300円	650円
個人賠償責任補償 (自転車事故も含む)(注6)		1億円限度					
地震・噴火・津波 危険補償		対象となる保険金 ㉞㉟㉡㉢(注5)		③〔クラブ活動中とは〕 (1)「所属する単位クラブが予め計画・実施する活動」および (2)「市区町村(地区・校区)から全国までの各連合会が主催 する活動イベント」ならびに (3)「老人クラブ関係者として他団体の活動」への参加・往復 途上を含みます。 (4)事故証明者:単位クラブ関係者、参加した主催老連関係者			
熱中症危険補償		対象となる保険金 ㉞㉟㉡㉢(注5)					

◆重要◆

- ④(注1)往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、クラブ活動場所までの通常経路を指します。
- ⑤(注2)すでに支払った後遺障害保険金がある場合の死亡保険金は、すでに支払った金額を控除した残額となります。
- ⑥(注3)後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金の4%~100%が支払われます。
- ⑦(注4)手術保険金として、入院中は入院保険金日額の10倍、外来(入院中以外)は5倍がお支払対象となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- ⑧(注5)地震・噴火・津波危険補償、熱中症危険補償はクラブ活動中・活動以外を問わず24時間対象ですが、補償額は㉞死亡保険金、㉡入院保険金日額、㉢通院保険金日額の  
下段( )内の補償額(活動中以外の補償額)となります。
- ⑨(注6)1事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。自動車等を運転中に生じた事故については対象外となります。

老人クラブ **賠償責任保険** 〈掛金・補償内容〉

他人の物を壊したり、ケガをさせた時\*1の保険。自分のケガは対象になりません。

- ① 対象: 単位老人クラブ(全員加入が条件となります)
- ② 保険期間: 毎年10月から1年間(中途加入可)
- ③ 掛金: 1人年額100円(最低引受保険料3,000円)
- ④ 補償: 支払限度額1億円

\*1 法律上の賠償責任が伴う老人クラブ活動中の対人・対物事故が対象です。往復途上は対象外。



公益財団法人 **全国老人クラブ連合会** 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

受付時間 9:30から12:00まで  
13:00から17:00まで (土、日、祝祭日、年末年始除外)

加入申込書等、  
資料請求先

専用FAX 03-3597-8767

お問い合わせ  
先

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> メールアドレス [hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)

〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

※この広告は、以下の商品についてご紹介したものです。

〔老人クラブ傷害保険〕  
老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険・  
総合生活保険(傷害補償)  
〔老人クラブ賠償責任保険〕  
施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

ご加入にあたっては、必ず「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点は、代理店までお問い合わせください。

2023年3月作成 22TC-102744

## 老人クラブ保険・事故の状況（令和3年度）

### 1. 傷害保険の事故概況（ご自身のケガに支払われる保険です）

- 事故件数：約4,028件（内死亡41件）
- 保険金支払い：事故の82%は「活動中以外」に、18%が「活動中」に発生
- もっとも多いケガの状況

【平らな場所で】5割以上 ⇒ 【転倒】7割以上 ⇒ 【骨折】4割以上

### ◆死亡事故の実例

状況	事故の内容	支払種目
活動中	老人クラブの活動場所へ行く途中、乗用車にはねられた	入院、死亡
	老人クラブ活動の帰り道で転倒して頭部打撲	入院、死亡
活動中以外	自宅で歩行中に躓いて転倒	入院、手術、死亡
	ベッドより起き上がった際に転倒、頭を強打	入院、死亡
	食べ物を喉に詰まらせた	入院、死亡
	道路を横断中に自動二輪車と衝突	入院、死亡
	足を踏み外し池に転倒、溺水	入院、死亡
	自宅の階段から転落	入院、死亡
	自動車運転中にカーブを曲がりきれず壁に衝突	入院、手術、死亡
	荷物を運ぶ際、転倒して負傷	入院、手術、死亡

### 2. 賠償責任保険の事故概況（損害を被った方に支払われる保険です）

- 事故件数：15件
- 損害補償額：最高約8万4千円の賠償責任事故が発生

### ◆老人クラブ活動中に生じた実例

小石をはね車のガラスが破損	草刈り中、草刈機のはねた小石が乗用車の後部ガラスに当たり、ガラスが割れた
会員にケガをさせた	会員の打った球が被害者の足に当たって負傷
会員の額縁が破損	作品展の展示作業中、額縁を壊してしまった

---

# 第9次全国老人クラブ活動資金等造成計画

---

## 1 趣旨

全老連並びに都道府県・指定都市老連は、昭和57年度からはじまった基金等造成計画を継承し、老人クラブ活動の発展向上に資するため、第9次5力年計画により全国老人クラブ会員による基金ならびに活動資金の造成をはかる。

## 2 期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

## 3 実施方法

- ① 目標額 当該年度予算において設定する。
- ② 拠出額 会員ひとり1口1,000円とし、1口以上とする。
- ③ 都道府県・指定都市（以下県・市）老連は、県・市内の資金を取りまとめ、その5割相当額を全老連に送達する。
- ④ 拠出した会員には、会員章等を交付し、領収に代える。

## 4 資金の使途と管理運用

- ① 資金の使途 全老連並びに県・市老連の基金造成ならびに活動推進費。
- ② 全老連は資金の中から諸経費を控除した額を別途管理運用する。
- ③ 県・市老連が受け入れる資金（5割相当額）は経費を除いて、県・市老連等の活動推進費に充当する。

その他必要事項は別に定める。

### 【確認事項（熊本県の取扱）】

4（資金の使途と管理運用）の③において、県老連が受け入れる資金（5割相当額）については、これまでの50周年記念会員章や60周年記念会員章の普及において、3割相当額を市町村老連が、2割相当額を県老連が活動資金としてきた経緯がある。

については、第9次全国老人クラブ活動資金等造成計画においても、同様とする。

1,000円（会員）＝500円（全老連）＋200円（県老連）＋300円（市町村老連）

※ 市町村老連は、申込み口数×700円（500円＋200円）を県老連へ送達し、300円を市町村老連の活動資金とする。

## 老人クラブ会員の皆さまへ

ご案内する老人クラブ手帳は、お申し込みいただいた数を製作しているため、締切後に入手することは困難です。早い時期ではありますが、ぜひこの機会にご検討ください。お申し込みをお待ちしています。

## 2023(令和5)年版「老人クラブ手帳」のご案内

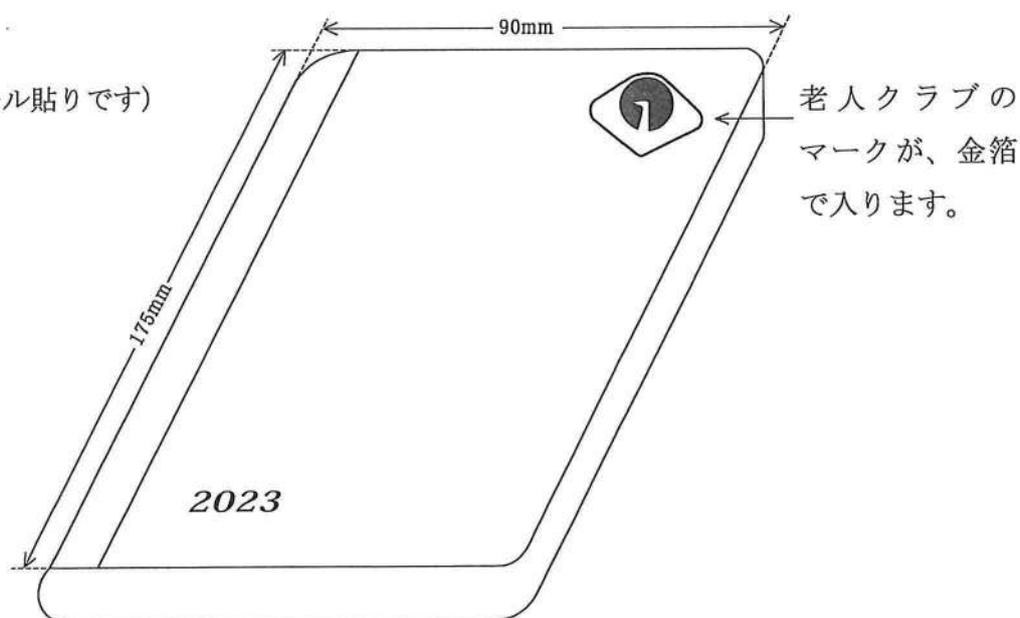
老人クラブ会員向けのオリジナル手帳。老人クラブ活動にご活用ください。

### 老人クラブ手帳の特長

- ◎ 携帯に便利なポケットサイズです（大きさ 縦17.5 cm、横9 cm）。
- ◎ 毎日の健康管理のために日記欄に歩数記録が書き込めます。
- ◎ 大きな字体で見やすく、活動日程等の記録に最適です。
- ◎ 豊富な老人クラブ資料が、活動の参考になります。
- ◎ 連絡先などを記入する「おぼえ」欄があり、緊急時に役立ちます。

表紙

(※紺色のビニール貼りです)



### お申し込みについて

- ご注文は都道府県・指定都市老人クラブ連合会へお願いします。  
なお、注文部数20部以上の場合は、全社協からの直接納品もお選びいただけます（送料は無料です）。
- 予 価 600円（本体価格545円＋税10%）
- 注文締切 8月19日（金）※都道府県・指定都市老連必着

## 老人クラブ手帳の内容

※利用しやすい「しおり」ひもつき

- ・おぼえ（本人の記録） ・老人クラブシンボルマークについて
- ・国民の祝日、二十四節気
- ・年間予定表（見開き、2023年1年～12月）
- ・月間予定表（見開き1か月、2022年12月～2024年3月まで）
- ・日記欄（見開き2週間、2023年1月～2024年3月まで） 歩数記録付
- ・資料編
  1. 老人クラブ運営指針
  2. 老人クラブ活動の全体像
  3. 全老連発行資料紹介
  4. 老人クラブ傷害保険の概要 等
- ・お薬メモ ・住所録 ・年齢早見表 ・電話メモ
- ・家族や親戚等の住所と電話番号

月間予定表（例示・原寸大）

2023 1月		月間予定表	
1 日	先負 元 日	16 月	赤口
2 月	仏滅	17 火	先勝
3 火	大安	18 水	友引
4 水	赤口	19 木	先負
5 木	先勝	20 金	仏滅

## 予 告

## お忘れなく！

活動日誌・会計簿のお申し込みは、例年どおり12月初旬の予定です。

2023年度版 老人クラブ活動日誌 A4判 122頁 定価 700円（予定）

2023年度版 老人クラブ会計簿 A4判 50頁 定価 400円（予定）

★ お申し込みは、都道府県・指定都市老人クラブ連合会へお願いします。

発行：（公財）全国老人クラブ連合会 販売：（社福）全国社会福祉協議会

# 老人クラブ活動の計画化、記録に最適!

—全国各地でご活用いただいています—

発行 ● 公益財団法人 全国老人クラブ連合会  
販売 ● 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## 老人クラブ活動日誌

令和5年度版

記入しやすい活動記録欄と、年間の計画やまとめの作成に便利な企画欄、年間計画表、月間予定表、市町村提出用の事業実績報告書など、使いやすい活動日誌です。  
また老人クラブ関係の関連資料も充実しています。

A4判・122頁・並製  
定価700円  
(税込)

## 老人クラブ会計簿

令和5年度版

経理の実務経験がなくてもつけられる会計簿です。  
予算・決算書の市町村報告用紙、わかりやすい記入説明欄、証書貼り付け欄など、使いやすい内容です。

A4判・50頁・並製  
定価400円  
(税込)

●掲載内容  
会費受領簿／金銭出納帳／令和5年度収入・支出予決算書／説明および記入例(会費、金銭出納、収入支出予算書、ほか)／証書貼り付け欄

／令和5年度、令和6年度カレンダー／年齢早見表等  
※裏面に一部見本を掲載

### お申し込み方法

下記注文書に記入の上、当該都道府県・指定都市老連にお申し込みください。※12月9日(金) 必着

申込先

●掲載内容  
令和5年度の企画(記入欄)／令和5年度計画表／令和5年度月間予定表(見開き1か月、2色刷り)／令和6年度計画表／令和6年度の企画(記入欄)／会員ごとの出席記録／活動記録／令和5年度、令和6年度カレンダー／老人クラブ活動日誌」の上手な使い方／年齢早見表

●関連資料  
老人クラブ活動の全体像／老人クラブ運営指針／老人クラブ活動等事業実施要綱／老人クラブ数・会員数一覧／全老連発行物、老人クラブ傷害保険の概要等  
※裏面に一部見本を掲載

きりとりせん

注文書	令和5年度版	老人クラブ活動日誌	部	送付先	老連名	
	令和5年度版				老人クラブ会計簿	部
					住所	〒 -



## 【3 表彰・寿詞関係】

### (1) 県老人クラブ連合会表彰について

毎年、熊本県老人クラブ大会において、表彰規程に該当する方の表彰を行っています。

各老連からの推薦は例年6月初めです。該当する方の推薦もれがないようご注意ください。

### (2) 寿詞贈呈対象者報告について

県老連では、毎年、県内の老人クラブ会員で、1月1日から12月31日までに生まれた方で満95歳に達した方へ、寿詞贈呈（長寿のお祝い）を行っています。

令和5年度の対象者は、誕生日が昭和3年1月1日～12月31日までの方です。

今年の報告書の提出期限は、6月下旬です。また、氏名の文字誤りの確認に時間を要していることから、提出にあたっては、データでの提出に御協力をお願いします。



# 熊本県老人クラブ連合会 表彰一覧

R5, 4, 1改正

関係条文 条項号	表彰区分	在職・活動期間	除外規定	別記様式	備考
3	1 市郡老連会長	5年以上の者		第1号様式	会長等表彰
	2 町村・地区（校区）老連会長	〃	1号の表彰を受けた者を除く	〃	〃
	3 単位クラブ会長	〃	1号・2号の表彰を受けた者を除く	〃	〃
	4 市郡町村、地区（校区）老連の女性副会長	〃		〃	〃
	5 市郡町村老連の女性部長	5年以上の者・又はこれに準ずる者 設立後10年以上経過	4号の表彰を受けた者を除く	〃	〃
4	優良老人クラブ（市郡町村・地区（校区）老連）	〃		第3号様式	クラブ等表彰
	優良老人クラブ（単位老人クラブ）	〃		〃	〃
1	1 友愛活動等	10年以上		第2号様式 その1	特別表彰
	2 県市郡町村老連の事務職員	5年以上の者		〃	〃
5	2 市町村老連で会員5%増、又は50人以上増				〃
	3 単老で会員30%増、又は10人以上増			第2号様式 その3	〃
4	その他正副会長会議で表彰が適当と認められた者	10年以上		第2号様式 その2	〃
	6 感謝状（団体・個人）			第4号様式	感謝状

優良老人 クラブ 表彰 推せん書	参考事項	①クラブ運営の組織（該当するものを○で囲む） 部編成（教養部、保健部、体育部、文化部、奉仕部、○○○部） 趣味グループ編成（手芸、書道、将棋、囲碁、踊り、盆栽、俳句、短歌、狂句、詩吟、） 班編制（第1班～第 班）
	添付資料	②クラブの特色 ①会則、②事業計画、③収支予算、④活動日誌、⑤会計簿写、⑥会報、⑦活動記録写真、⑧その他

## 公益社団法人熊本県老人クラブ連合会表彰規程

### (趣 旨)

第1条 老人クラブの育成発展のため、多年にわたり老人クラブ活動に功績のあった個人及び団体に対し、公益社団法人熊本県老人クラブ連合会長（以下「県老連会長」という。）が表彰を行うものとする。

### (表彰の方法)

第2条 表彰は表彰状、又は感謝状を贈呈して行う。

### (表彰該当の資格)

第3条 市郡町村老人クラブ連合会長、市町村老人クラブ連合会支部長等、地区（校区）老人クラブ連合会長及び単位老人クラブ会長並びに当該会長の経験を有するものでその功績が顕著であり、他の模範と認められ在職期間が通算して次の各号に該当するものであること。

- (1) 市郡老人クラブ連合会長5年以上の者。
- (2) 町村老人クラブ連合会長、市町村老人クラブ連合会支部長等及び地区（校区）老人クラブ連合会長5年以上の者。ただし、1号の表彰を受けた者を除く。
- (3) 単位老人クラブ会長5年以上の者。ただし、1号、2号の表彰を受けた者を除く。
- (4) 市郡町村老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会支部等及び地区（校区）老人クラブ連合会の女性副会長5年以上の者。又はこれに準ずるもの。
- (5) 市郡町村老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会支部等において女性部長在職5年以上の者、又はこれに準ずる者。ただし、4号の表彰を受けた者を除く。

### (優良老人クラブ連合会表彰等)

第4条 市郡町村老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会支部等、地区（校区）老人クラブ連合会及び単位老人クラブにおいて、その運営及び活動内容が他の模範と認められる連合会、支部等及びクラブ。

### (特別表彰)

第5条 第3条の規程にかかわらず、次の各号に該当するものは、表彰することができる。

- (1) 地域社会の発展に寄与し友愛活動、又はこれに準ずる活動において他の

模範と認められる者。

(2) 縣市郡町村老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会支部等の事務職員で、老人クラブ業務に貢献しその功績が特に顕著であり、他の模範と認められる者で、その在職期間が通算して5年以上の者。

- 2 市町村老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会支部等において、4月1日現在で対前年5%以上の会員増、又は概ね50人以上の会員を増加した連合会及び支部等。
- 3 単位クラブにおいて、4月1日現在で対前年30%以上の会員増、又は10人以上の会員を増加したクラブ。
- 4 その他、正副会長会議で特別表彰が適当と認められた団体及び個人。

(感謝状の贈呈)

第6条 多年にわたり熊本県老人クラブの育成発展に寄与し、その功績が顕著な団体及び個人に対し随時行うものとする。

(候補者の推せん)

第7条 市郡町村老人クラブ連合会長は、この規程に基づく表彰の候補者を県老連会長に推せんするものとする。

(表彰の決定)

第8条 この規程に基づく表彰は、会長が公益社団法人熊本県老人クラブ連合会正副会長会議の意見に基づき決定する。

(表彰の時期)

第9条 表彰は毎年1回これを行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公益社団法人熊本県老人クラブ連合会の設立の登記の日から施行する。
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

当分の間、合併前の旧町村老人クラブ連合会会長と支部長等の在職期間は通算して取り扱う。

## 熊本県老人クラブ連合会会長表彰推薦書

令和 年 月 日

市郡町村老人クラブ連合会  
支部・分会)

印

表彰区分	表彰区分に該当の所属クラブ名	氏名	就任年月日	退任年月日	年数
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	

- 表彰区分
- 1 市郡老連会長
  - 2 町村地区(校区)老連会長
  - 3 単位クラブ会長
  - 4 市郡町村・地区(校区)老連女性副会長
  - 5 市郡町村老連女性部長

※ 所属老人クラブ名の欄は、表彰区分に該当の所属クラブ名を記入してください。

例) 推薦する表彰区分が、2「校区老連会長」の場合 → 所属老人クラブ名は「〇〇校区老連」

※ 氏名欄記入について、姓名の漢字に誤りがないように(旧字体等)注意をしてください。  
(わかりにくい文字は、余白に記入願います。)

## 優良老人クラブ連合会等表彰推薦書

令和 年 月 日

( 市郡町村老人クラブ連合会長 印  
支部・分会)

クラブ名		設立年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 年 カ月)
会長名		会員数	男 女 計 加入率 %
役員	会長 1 名・副会長 名・書記 名・会計 名・理事 名・監事 名 男 名 女 名 男 名 女 名 男 名 女 名		
予算費	予算総額 円	会費一人あたり年額	円
例会・行事	例会年 回	出席率	%
表彰に足るクラブ活動の内容	社会奉仕活動		
	生きがいを高めるための各種活動		
	健康づくりにかかる各種活動		
	その他の活動		
参考事項	・クラブ運営の組織(該当するものを○で囲んでください) 部編成(教養部・保健部・体育部・文化部・奉仕部・女性部・シルバー部) 趣味編成(手芸・書道・将棋・囲碁・踊り・盆栽・俳句・短歌・狂句・詩吟) 班編制(第1班～第 班) ・クラブの特色:		
添付資料	①会則 ②事業計画 ③収支予算 ④活動日誌写 ⑤会計簿写 ⑥会報 ⑦活動記録写真 ⑧その他		

※ 氏名欄記入について、姓名の漢字に誤りがないように注意をすること。

## 特別表彰友愛活動等推薦書

令和 年 月 日

( 市郡町村老人クラブ連合会長  
支部・分会)

印

所属老人 クラブ名				
氏 名				
単老及び 老連に おける 役職経験	期 間		年 数	表彰に該当すると思われる功績 (箇条書、具体的に記入)
	就 任 年月日	退 任 年月日		

## 特別表彰事務局職員推薦書

令和 年 月 日

( 市郡町村老人クラブ連合会長  
支部・分会)

印

氏 名	就任年月日	退任年月日	年 数
	年 月 日	年 月 日	

※ 氏名欄記入について、姓名の漢字に誤りがないように注意をすること。

## 特別表彰〔特別功労〕推薦書

令和 年 月 日

( 市郡町村老人クラブ連合会長  
支部・分会)

印

所属老人 クラブ名				
氏 名				
単老及び 老連に おける 役職経験	期 間		年 数	表彰に該当すると思われる功績 (箇条書、具体的に記入)
	就 任 年月日	退 任 年月日		
老人クラブ連 合会(老人ク ラブ)におけ る、老人クラ ブの育成功労 並びに地域福 祉の向上に貢 献した功績				

※ 氏名欄記入について、姓名の漢字に誤りがないように注意をすること。

## 特別表彰（会員増 単老）推薦書

令和 年 月 日

（ 市郡町村老人クラブ連合会長 印  
支部・分会）

単位老人 クラブ名			
会長氏名			
増員数	期 間		備 考
	R4.4.1	R5.4.1	
人	人	人	
%			

※単位クラブにおいて、4月1日現在で対前年30%以上の会員増、  
又は10人以上の会員を増加したクラブが対象となります。

※氏名欄記入について、姓名の漢字に誤りがないように注意をすること。

(別記第4号様式) 第6条関係

## 熊本県老人クラブ連合会長感謝状推薦書

令和 年 月 日

( 市郡町村老人クラブ連合会長 印  
支部・分会)

団体名又は個人名	
(団体の場合) 代表者 氏 名	
老人クラブ 連合会(老 人クラブ) に対する協 力、援助及 び育成発展 に尽くした 功績	具体的内容について(箇条書)
備 考	

※氏名欄記入について、姓名の漢字に誤りがないように注意をすること。

別紙

令和5年度熊本県老人クラブ連合会会長表彰の該当者  
報告について

令和5年 月 日付け熊老連第 号で依頼のあったこのこと  
については、該当がありません。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_市郡町村老人クラブ連合会

公益社団法人 熊本県老人クラブ連合会  
会 長 鹿 子 木 良 一 様

FAX番号 096-351-8029

# 令和5年度寿詞贈呈対象者の調査について（依頼）

## 1 寿詞贈呈対象者

- ① 熊本県内の老人クラブ会員で、令和5年12月31日までに満95歳に達する方。  
※ 今年度は、昭和3年1月1日～12月31日までに生まれた方。
- ② 前年度までに報告漏れがあった方。

## 2 寿詞贈呈の方法等

- ① 市町村老人クラブ連合会長は、提出期限までに、対象者を県老連に報告（別紙第1号様式）する。  
※ 前年度までの被贈呈者は対象となりません。
- ② 県老連は、会長名を以って、寿詞状を関係市町村老人クラブ連合会及び支部等に送付する。  
※ 寿詞状に記載する年齢は「95歳」です。（1月1日～12月31日生まれ）
- ③ 市町村老人クラブ連合会長及び支部長は、県老人クラブ連合会長に代わって伝達する。

## 3 記入上の注意

- ① 氏名については、誤字の無いよう、かい書ではっきりと記入のこと。  
（例）部首の例 草かんむり（艹 艹 艹） しんによ（讠 讠）  
（高 高）（真 真）（富 富）（徳 徳）（禮 禮）（沢 澤）（吉 吉）  
（崎 崎 崎）（島 嶋 嶋）（静 静 静）（辺 邊 邊）（浜 濱 濱）  
（広 廣）（齊 齋 齋 齋）（工 工 工） 等
- ② 生年月日の間違いの無いよう確認のこと。

## 4 データによる報告のお願い

- ① 県老連事務局では、報告をもとにデータ入力していますが、対象者が多く、文字の間違いがないようにするためのチェックなど、かなりの事務量となっています。
- ② 各市町村老連においては、「寿詞贈呈対象者報告書」の提出とあわせて、できるだけデータでの提出にご協力ください。  
※ 特殊文字など、データにできない文字の場合は、「寿詞贈呈対象者報告書」にかい書ではっきりと記入してください。
- ③ 別紙第1号様式「寿詞贈呈対象者報告書」のデータは、ワードとエクセルの2種類を県老連ホームページの市町村老連専用ページに掲載していますので、どちらか使いやすい方をダウンロードしてご活用ください。

- ④ すでにワードやエクセルなどで「寿詞贈呈対象者報告書」を作成されている老連等においては、そのデータをメールで提出していただくだけでも、とても助かります。

## 5 提出期限

**6月30日（金）まで**に、郵送及びデータで提出してください。

- ※ 支部等長宛にも別添写しを送付していますので、提出の際は市老連で取りまとめて提出してください。
- ※ データをメールで提出できない場合は、USBメモリ等に保存して、研修会の際などに提出していただくと助かります。

## 6 その他

今回取得した個人情報は、寿詩贈呈以外には使用しません。

## 公益社団法人熊本県老人クラブ連合会 寿詞贈呈要領

### 1 目的

高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展や後進の指導に寄与してきたことに感謝するとともに、広く高齢者福祉についての関心と理解を深めるため、老人の日（9月15日）の記念行事として、県老連会長からお祝い状（寿詞）を贈呈する。

### 2 対象者

- (1) 県内の老人クラブ会員で、当該年の12月31日で満95歳に達する者。
- (2) その他会長が認める者。

### 3 贈呈の方法等

#### (1) 対象者の報告

市町村老人クラブ連合会長は、別に定める日までに、対象者を県老連に報告（別紙第1号様式）する。

#### (2) 対象者の決定

県老連は、各市町村から報告があった対象者を取りまとめ、正副会長会議の了承を得る。

#### (3) 贈呈

- ① 県老連は、寿詞状（別紙第2号様式）を関係市町村老人クラブ連合会及び支部等に送付する。
- ② 市町村老人クラブ連合会長又は支部等の長は、県老連会長に代わって、老人の日を目安として対象者に寿詞状を贈呈する。

### 4 要領の改廃

この要領の改廃は、正副会長会議の決議を経て行う。

### 5 雑則

この要領の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

令和5年度 寿詞贈呈対象者報告書

令和 年 月 日  
 老人クラブ連合会

会長 \_\_\_\_\_ 支部 (分会) \_\_\_\_\_ )  
 (支部等の長 \_\_\_\_\_ )

(昭和3年1月1日～12月31日生まれ対象) ( \_\_\_\_\_ 枚中の \_\_\_\_\_ 枚目)

No.	市町村名	氏名	フリガナ	生年月日	性別	単位クラブ名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
0						

※ この報告書に基づき、寿詞状を作成しますので、必ずご確認ください。

別紙第2号様式

寿  
詞

(氏名)様

生年月日)

あなたは心身ともに健全にして九十五歳の長寿を保たれたことはお目出たき限りでありその間後進の指導社会の進展に寄与せられた御功績はまことに大なるものがあります  
今後益々の御健勝を祈念しここに寿詞を贈呈いたします

年九月十五日

益社団法人 熊本県老人クラブ連合会

会長



## 【4 その他】

### （1）指定旅館について

老人クラブ会員が時代に沿った新しいクラブの研修旅行を創造するために、また、新しい交流の場を作るために安心して活用できる場（旅館・ホテル等）を提供するため、県老連では毎年理事会に諮って旅館・ホテル等の指定を行っています。

令和5年度は、別紙一覧表のとおり県内9施設、県外5施設を指定しました。老人クラブで利用される際は、料金が割安となりますので、クラブの研修旅行等で積極的にご利用ください。

なお、指定旅館をご利用になる場合は、事前に利用料金（消費税・入湯税）や送迎バスの経費、スポーツ施設の利用状況等について十分打合せを行った後、ご利用いただきますようお願いいたします。

また、ご利用にあたって何かご意見・ご感想がありましたら、何なりと県老連事務局までご連絡ください。

#### ※ご意見例

- ① サービスがいいと評判の〇〇を利用したいが指定旅館になっていないので、指定をお願いしたい。
- ② 〇〇を利用したが、サービスが悪かったので、改善するよう要望をお願いしたい。



## 令和5年度 県老連指定旅館一覧表

### 【県内】(9施設)

施設名	〒	所在地	電話番号
玉名温泉 つかさの湯	865-0061	玉名市立願寺東段656-1	0968-72-7777
平山温泉 恵荘	861-0556	山鹿市平山5300	0968-44-0830
菊池グランドホテル	861-1331	菊池市隈府1144-2	0968-25-3111
亀の井ホテル阿蘇(旧かんぼの宿 阿蘇)	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地5936	0967-22-1122
ゆのまえ温泉 湯楽里	868-0623	球磨郡湯前町1588-7	0966-43-4126
天草市宿泊施設 やすらぎ荘	863-1902	天草市久玉町内の原2193-2	0969-72-6666
ホテル松竜園 海星	869-3602	上天草市大矢野町上6494	0964-56-0348
旅亭 藍の岬	869-3603	上天草市大矢野町中5700-1	0964-59-0010
旅館 なかしま荘	861-6102	上天草市松島町会津6466	0969-56-0542

### 【県外】(5施設)

施設名	〒	所在地	電話番号
筑後川温泉 ホテル 花景色	839-1405	福岡県うきは市浮羽町古川1097-1	0943-77-2110
名湯の宿 雲仙いわき旅館	854-0621	長崎県雲仙市小浜町雲仙318	0957-73-3338
雲仙みかどホテル	859-1501	長崎県島原市深江町甲5292-2	0957-72-5420
萩の里温泉	879-6103	大分県竹田市萩町新藤1131	0974-64-9595
AOSHIMA SUIKOEN (青島水光苑)	889-2161	宮崎県宮崎市大字加江田4664 (青島海岸通り)	0985-65-1234



## 【市郡町村老連事務局担当者名簿】

令和5年度の各市郡町村老連事務局担当者名簿を取りまとめましたので、参考までにお知らせします。

新任の方もいらっしゃいますが、分からないことがありましたら近隣のベテランの方にお尋ねください。必ずや友愛の精神で懇切・丁寧にご教示いただけるものと思っております。

また、年度途中で事務局担当者等に変更があった場合は、速やかに県老連事務局までご連絡ください。



## 2023年度 市郡町村老人クラブ連合会事務局担当者名簿

2023/5/23現在

(☆…市老連業務 / ◎…郡老連業務 / ●…郡老連単独)

市町村名	行先 行政 社 団 法 人	職名	氏名	電話番号	FAX	〒	事務局所在地	備考
熊本市老連	○ 事務局長	柴田 和美	861-8074	341-1061	861-8074	熊本市北区清水本町16-10 健康センター清水分室内	月15日勤務	
	○ 職員	河口 尚子						
	○ 嘱託職員	岡崎 惠美子						
八代市老連	○ 事務局長	野間 直人	0965-35-8448	35-8448	866-0863	八代市西松江城町2-17 総合福祉センター内	月～金(8:30～9:30在事務所)	
人吉市老連 (人吉シニアクラブ)	○ 事務局長	中村 優	0966-23-3927	23-3927	868-0015	人吉市下城本町1578-1 カルチャーパレス1F	不定期(月10日程度出勤)	
	○ コーディネーター	江里 澄子					月～金(9:00～17:00)	
荒尾市老連	○ 事務局	岡村 幸子	0968-66-4004	66-4004	864-0011	荒尾市下井手193-1 総合福祉センター内	月・木・金(午前中)	
水俣市老連	○ 事務局長	田畑 孝次	0966-63-0112	63-0112	867-0063	水俣市洗切町1-1 高齢者福祉センター内	月・木必要に応じて出勤	
玉名市老連	○ 事務局長	岸田 敏治	0968-76-1354 (自宅)	76-1354 (自宅)	865-0016	玉名市岩崎88-4 福祉センター内 社協		
	○ 事務局長	関 章	0968-73-8984 (自宅)	73-8984 (自宅)	865-0017	玉名市川部田482 (自宅)		
岱明支部	○ 岱明支所長	高野内由香合	0968-57-5001	57-5011	869-0223	玉名市岱明町中士980-1 防災コミュニティセンター内 社協	窓口は社協で担当 事務処理は支部長	
	○ 支部長	上田 勝一郎	0968-57-2136					
横島支部	○ 横島支所長	田上 俊昭	0968-84-2228	84-3222	865-0072	玉名市横島町横島3923 総合保健福祉センター内 社協	窓口は社協で担当 事務処理は事務局長	
	○ 事務局長	光田 敬一						
天水支部	○ 会長兼事務局長	池尻 昭正	0968-82-3737	82-2503	861-5401	玉名市天水町小天7237-1 市民センター内 社協		
山鹿市老連	○ 事務局長	鬼木 浩一郎	0968-43-1104	43-1104	861-0501	山鹿市山鹿1328-1 老人福祉センター内	ほぼ毎日出勤、事務処理は全部事務局長	
★ 山鹿支部	○ 事務局長	鬼木 浩一郎	0968-43-1104	43-1104	861-0501	山鹿市山鹿1328-1 老人福祉センター内	ほぼ毎日出勤、事務処理は全部事務局長	
	○ 事務局長	津留 洋利	0968-46-5528	46-5528 (自宅)	861-0331	山鹿市鹿本町石淵20 (自宅)	事務処理は全部事務局長	
菊池市老連	○ 事務局長	武生 孝一	0968-25-3757	25-3757	861-1331	菊池市隈府432-1 老人福祉センター内	不定期(必要に応じて出勤)	
	○ 事務職員	木戸 敏勝					菊池支部業務 月・水・金9:00～12:00	
★ 菊池支部	○ 事務局長	木戸 敏勝	0968-25-3757	25-3757	861-1331	菊池市隈府432-1 老人福祉センター内	月・水・金9:00～12:00	
	○ 事務局長	志水 茂	0968-25-1849 (自宅)	25-1849	861-1353	菊池市七城町甲佐町302 (自宅)		
洒水支部	○ 事務局長	青木 家次	0968-38-2952 (自宅)	38-3135 (自宅)	861-1203	菊池市洒水町住吉4574 (自宅)		
	○ 事務局長	田代 昭子	0964-23-5416	23-2982	869-0433	宇土市新小路町138-2 老人福祉センター内	月・火・木・金 8:30～16:45	

市町村名	行務		職名	氏名	電話番号	FAX	〒	事務局所在地	備考
	行務	社務							
大矢野分会	○	事務局長	宮本 稔	0964-56-8008	0969-56-0934 (自宅)	869-3603	上天草市大矢野町中11582-1 老人福祉センター内	出勤日未定	
松島分会	○	事務局長	松村 壽敏	0969-56-2174 (自宅)	56-2174 (自宅)	861-6101	上天草市松島町阿村426-3 (自宅)		
姫戸分会	○	事務局長	波戸内 秀治	0969-58-3007 (自宅)	58-3007 (自宅)	866-0101	上天草市姫戸町姫浦1389-1 (自宅)		
龍ヶ岳分会	○	事務局長	北藤 秀樹	0969-62-0606 (自宅)	62-0606 (自宅)	866-0202	上天草市龍ヶ岳町高戸3818-16 (自宅)		
宇城市老連	○	事務局長	小田 主 <sup>ウツ</sup>	0964-53-0681	53-0681	869-3205	宇城市三角町波多245 復興会館内 パワフルみすみ (自宅)〒869-0453 宇城市松橋町南豊崎917)	月・金(9:00~15:00) 郵便物は事務局長自宅へ	
☆ 三角町老ウ	○	事務局長	小田 主 <sup>ウツ</sup>	0964-53-0681	53-0681	869-3205	宇城市三角町波多245 復興会館内 パワフルみすみ (自宅)〒869-0453 宇城市松橋町南豊崎917)	月・金(9:00~15:00) 郵便物は事務局長自宅へ	
不知火町老ウ	○	事務局長	浦上 きみ子	0964-33-7089 (自宅)		869-0552	宇城市不知火町高良2114-1 (自宅)		
松橋町老ウ	○	事務局長	河内 靖弘	0964-33-2808	32-0327	869-0524	宇城市松橋町豊福1786 老人福祉センター内	月・水・金(9:00~16:00)	
小川町老ウ	○	事務局長	西田 りえ子	0964-43-5678	43-5678	869-0624	宇城市小川町江頭33 コスモ会館	月・水・金(9:00~11:00)	
豊野町老ウ	○	事務局長	山本 博子	0964-45-3100 (復興会館ふれあい館)	45-3100 (復興会館ふれあい館)	861-4301	宇城市豊野町糸石3867 復興会館ふれあい会館内	月・水・金(9:00~15:00)	
阿蘇市老連	○	事務局長	藤崎 三郎	0967-32-1127	32-4940	869-2301	阿蘇市内牧976-2 保健福祉センター内 社協		
天草市老連	○	事務局長	原田 昌治	0969-22-2260	22-2260	863-0017	天草市船之尾町11-5 老人福祉センター内	月曜日休館 火~日(午前中)	
本渡支部	○	事務局長	松田 武雄	0969-22-2260	22-2260	863-0017	天草市船之尾町11-5 老人福祉センター内	月曜日休館	
牛深支部	○	事務局長	橋内 勝美	0969-72-2198 (自宅)	77-8077 (福祉センター)	863-1901	天草市牛深町1522-4 老人福祉センター内		
有明支部	○	事務局長	吉田 裕美子	0969-53-0023 (自宅)	53-1546 (社協)	861-7201	天草市有明町赤崎2010-9 老人福祉センター 社協		
御所浦支部	○	事務局長	大野 己津喜	0969-67-2992 (自宅)	67-3044 (社協)	866-0313	天草市御所浦町御所浦3527 社協		
倉岳支部	○	事務局長	高田 眞喜雄	0969-64-2603 (自宅)	64-3766 (社協)	861-6402	天草市倉岳町棚底1854-3 (自宅)		
榎本支部	○	支部長兼事務局長	原田 茂	0969-66-2648 (自宅)	66-2648 (自宅)	861-6305	天草市榎本町湯船原667-4 (自宅)		
新和支部	○	事務局長	稲原 壽	0969-46-3170 (自宅)	46-3772 (社協)	863-0101	天草市新和町小宮地804 (自宅)		
五和支部	○	事務局長	川崎 英子	0969-32-1341 (自宅)	32-1341 (自宅)	863-2201	天草市五和町御領9962-1 (自宅)		
天草支部	○	事務局長	青木 義則	0969-42-5807 (自宅)	42-5225 (コミセン)	863-2801	天草市天草町大江1324 (自宅)		
河浦支部	○	事務局	片白 陽子	0969-76-1401	76-1425	863-1215	天草市河浦町白木河内223-12老人福祉センター社協		
合志市老連	○	事務局長	寺本 秀信	096-248-3311	248-3311	861-1116	合志市福原2922 総合センター内	月~金(9:00~17:00)	
☆ 合志支部	○	事務局長	寺本 秀信	096-248-3311	248-3311	861-1116	合志市福原2922 総合センター内	月~金(9:00~17:00)	
西合志支部	○	事務局長	島山 孝男	096-242-5316 (自宅)	242-5316 (自宅)	861-1102	合志市須屋2267-3 老人憩の家内	木曜日(午前中)老人憩の家 「TEL096-242-7005」	
	○	庶務会計	中屋 邦彦	096-345-0831 (自宅)	—				

市町村名	職名		氏名	電話番号	FAX	〒	事務局所在地	備考
	行務社協	自主						
美里町老連 ◎	○	地域福祉係長	吉住 大 輔	0964-47-0065	47-0023	861-4732	下益城郡美里町三和420 社協	窓口は社協
	○	主事	竹之内 友 輝	0964-47-0065	47-0023	861-4732	下益城郡美里町三和420 社協	窓口は社協
玉東町オレンジ連 ◎	○	事務局長	西村 勇 治	0968-65-3150	85-2993	869-0303	玉名郡玉東町木葉759 福祉センター内 社協	事務処理は老連
	○	主事	野中 和 春					窓口は社協
南関町老連	○	事務局長	松村 由 紀 子	0968-53-2007	53-2007	861-0811	玉名郡南関町小原1408 交流センター内	
長洲町老連	○	会長	島崎 藤 江	0968-78-5170 (自宅)	78-5170 (自宅)	869-0101	玉名郡長洲町宮野780-6 (自宅)	窓口は会長宅
	○	事務局長	望 月 宏	0968-78-3777 (自宅)	78-3777 (自宅)	869-0123	玉名郡長洲町新山740-5	事務処理も会長が行う
和水町老連	○	会長	平居 俊 博	0968-34-3854 (自宅)	—	861-0901	玉名郡和水町上和仁943 (自宅)	書類等送付は会長宅、重い物は社協
	○	事務担当者	桑本 恵 美	0968-34-2366	34-2412	861-0923	玉名郡和水町平野1276-3 福祉センター内 社協	会計以外の事務処理、窓口は社協
大津町老連	○	事務局長	児島 清 和	096-293-1431 (自宅)	293-1431 (自宅)	869-1235	菊池郡大津町壺151-1 老人福祉センター内 社協	週1回事務局に出動
菊陽町老連 ◎	○	庶務会計	酒 井 薫	096-232-8638	232-7365	869-1103	菊池郡菊陽町久保田2623 老人福祉センター内	月・水・金(9:30~15:00)
南小国町老連	○	事務局長	佐藤 昭 博	0967-42-1501	42-1505	869-2401	阿蘇郡南小国町赤馬場3388-1地域福祉センター内 社協	窓口は社協
	○	担当職員	穴 井 悠 斗					
小国町老連	○	事務局長	山 田 大 蔵	0967-46-2023 (自宅)	46-2023 (自宅)	869-2501	阿蘇郡小国町宮原1728-3(自宅)	
	○	福祉活動専門員	筑紫 聖 太	0967-23-9300	23-9301	869-2703	阿蘇郡産山村山鹿488-3 基幹集落センター内 社協	窓口、事務処理は社協
産山村老連	○	嘱託職員	佐藤 ち さ と					
	○	主事	今村 涼 子	0967-62-2158	62-2860	869-1602	阿蘇郡高森町高森1258-1 美善館内 社協	窓口、事務処理は社協
西原町老連	○	事務局長	藤 森 一 徳	096-279-4141	279-4388	861-2402	阿蘇郡西原村小森572 地域福祉センター内 社協	窓口は社協 会計は老連会計
	○	事務局長	今村 ふ よ 子	0967-67-0294	67-2317	869-1412	阿蘇郡南阿蘇村久石2705 総合福祉センター内 社協	出勤日/月1~3日程
南阿蘇村老連	○	地域福祉係	市原 ほ な み					
	○	地域福祉係	小 橋 功 明					
阿蘇郡 阿蘇ひんどうニアクラブ ●	○	主事	下 城 智 子	0967-22-3805	22-0046	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2402 阿蘇総合庁舎内	
	○	主事	藤 本 優 希	096-282-1342	282-1171	861-3296	上益城郡御船町御船995-1 役場 福祉課内	
御船町老連 ◎	○	主事	内 藤 寛	096-237-2981(社協)	237-3508(社協)	861-3106	上益城郡嘉島町上島551 福祉センター内 社協	週1回出動
嘉島町老連	○	事務局長						

市町村名	職名		氏名	電話番号	FAX	〒	事務局所在地	備考
	行政	社協						
益城町老連	○	○ 事務局長	後藤 弘子	096-286-2422 (自宅)	286-2422 (自宅)	861-2211	上益城郡益城町福原6402-4(自宅)	
甲佐町老連	○	○ 事務局長	倉重 浩 嗣	096-234-3419 (自宅)	234-3419 (自宅)	861-3242	上益城郡甲佐町糸田9-1 町民センター内	
山都町老連	○	○ 山都町老連 矢部支部事務局長	坂本 陽子	0967-72-1722	72-1722	861-3516	上益城郡山都町千滝232 千寿苑内	
水川町老連	◎	○ 事務局長 ○ 事務局長次長兼 事業係長	山本 正己 東 博文	0965-52-5075	52-5122	869-4814	八代郡水川町島地651 福祉センター内 社協	事務処理は事務局長 窓口は社協
芦北町老連	◎	○ 事務局長	立丸 光憲	0966-86-0004	86-0004	869-5563	葦北郡芦北町湯浦213 福祉センター内	火～金(8:30～17:00) 月・木曜(午後)出勤 事務処理は事務局 長 窓口は社協
津奈木町老連	○	○ 事務局長 ○ 主事	石田 恒 義 福山 リ工	0966-61-2940	61-2941	869-5604	葦北郡津奈木町小津奈木2123 社協	
錦町老連	○	○ 事務局長 ○ 担当職員	久保田 文男 西 翔 平	0966-38-2074	38-3445	868-0302	球磨郡錦町一武1587 総合福祉センター内 社協	窓口、事務処理は社協
多良木町老連	○	○ 事務局長 ○ 福祉活動専門員 ○ 主事	椎 葉 一 喜 池田 直之 椎 葉 尚子	0966-42-1112	42-1113	868-0501	球磨郡多良木町多良木1571-1 社協	
湯前町老連	○	○ 福祉活動専門職員	工藤 正 明	0966-43-4117	43-4118	868-0600	球磨郡湯前町1693-37 福祉センター内 社協	窓口、事務処理は社協
水上村老連	○	○ 主事	森 綾 花	0966-44-0782	44-0531	868-0701	球磨郡水上村岩野2678 保健センター内 社協	全て社協で処理
相良村老連	○	○ 事務担当	榎本 浩 則	0966-35-0093	35-0893	868-0094	球磨郡相良村深水2500-1 社協	事務局長不在 窓口、事務処理は社協
五木村老連	○	○ 福祉活動専門員	永井 雅 裕	0966-37-2333	37-2338	868-0201	球磨郡五木村甲2672-41 保健福祉総合センター内 社協	窓口は社協
山江村老連	○	○ 事務局長 ○ 会計	中村 征 生 松本 律子	0966-24-1508	32-7722	868-0092	球磨郡山江村山田甲1373-1 福祉保健センター内 社協	事務所出勤日：不定 窓口は社協
球磨村老連	○	○ 事務局長 ○ 事務員	松舟 大 吾 清水 めぐみ	0966-32-0022	32-0067	869-6403	球磨郡球磨村一勝地乙1-5 高齢者生活福祉センター内 社協	
あさぎ町老連	◎	○ 地域福祉係長	福永 龍 二	0966-47-2111	43-1066	868-0431	球磨郡あさぎ町岡原北929 社協	窓口、事務処理は社協
葦北町老連	◎	○ 事務局長	鮫島 祐 一	0969-35-0469 (高岡公民館)	35-2523 (後継高岡出張所)	863-2507	天草郡葦北町高岡2910 高岡公民館内	窓口は社協、事務処理は自宅



会員章を胸に活動の輪を広げましょう

## 創造と連帯の シンボル



## 老人クラブ 会員章

サイズ：13mm × 18mm

タック式

—□ 1,000円

お申込み は、

所属の **市区町村老人クラブ連合会**

または、**都道府県、指定都市老人クラブ連合会** へ

公益財団法人 **全国老人クラブ連合会**